

# 第3期 浦臼町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月  
浦臼町



## 目 次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>        | <b>3</b>  |
| 1 計画策定の背景と趣旨                 | 3         |
| 2 計画の位置づけ                    | 4         |
| 3 計画の期間                      | 4         |
| 4 計画の策定体制                    | 5         |
| 5 子ども・子育てに関する主な法律・制度         | 6         |
| 6 持続可能な開発目標（SDGs）について        | 8         |
| <b>第2章 子どもと子育てを取り巻く環境</b>    | <b>11</b> |
| 1 人口の動向                      | 11        |
| 2 子育て支援の状況                   | 15        |
| 3 将来人口推計                     | 20        |
| 4 ニーズ調査結果                    | 21        |
| 5 本町における子育て支援に関わる課題          | 33        |
| 6 第2期計画の実施状況                 | 35        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方</b>        | <b>47</b> |
| 1 計画の基本理念                    | 47        |
| 2 計画の基本的な視点                  | 48        |
| 3 基本目標                       | 49        |
| <b>第4章 施策の展開（事業の提供体制の内容）</b> | <b>53</b> |
| 1 子育て支援の充実                   | 53        |
| 2 母親や子どもの健康の確保及び増進           | 56        |
| 3 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備       | 59        |
| 4 子育て家庭を支援する生活環境の整備          | 60        |
| 5 職業生活と家庭生活の両立の推進            | 60        |
| 6 子ども等の安全の確保                 | 61        |
| 7 要支援（保護）児童へのきめ細かな取組みの推進     | 61        |
| <b>第5章 子ども・子育て支援事業計画</b>     | <b>65</b> |
| 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正      | 65        |
| 2 計画の基本的記載事項                 | 65        |
| 3 教育・保育提供区域の考え方              | 66        |
| 4 児童人口の将来推計                  | 67        |
| 5 教育・保育の量の見込みと確保方策           | 68        |
| 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策   | 71        |

|                          |           |
|--------------------------|-----------|
| <b>第6章 計画の推進体制 .....</b> | <b>81</b> |
| 1 計画の推進に向けた役割 .....      | 81        |
| 2 計画の推進に向けた3つの連携 .....   | 82        |
| 3 計画の点検・評価・改善 .....      | 84        |

# 第1章

## 計画の策定にあたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域において子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

浦臼町(以降「本町」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期浦臼町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援関連制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的な拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進するものです。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、本町における児童福祉、母子保健医療、教育関係などの各分野における町の総合的な次世代育成指針であり、行政だけでなく、家庭、保育施設、学校、地域、企業など、子どもを取りまくすべての住民が、それぞれの立場で取り組む指針となるものです。

また、本町の町政運営の総合的指針である「浦臼町総合振興計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく計画として位置づけるとともに、「母子保健計画」を包括し、子ども・子育て支援に関する総合的な今後の取組みの方向を示すものとして策定します。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの 5 年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

| 令和<br>2年度           | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度           | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 第2期浦臼町子ども・子育て支援事業計画 |           |           |           |           |                     |           |           |            |            |
|                     |           |           |           |           | 第3期浦臼町子ども・子育て支援事業計画 |           |           |            |            |

## 4 計画の策定体制

### (1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが、市町村に求められています。

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行なうために、「学識経験者」、「子ども・子育て支援事業に従事する者」、「教育関係者」、「子どもの保護者」、「関係行政機関の職員」などから構成される「子ども・子育て会議」を開催し、計画内容の検討を行います。

### (2)ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、ニーズ調査を実施し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料とします。

## 5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

### ■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

| 平成   | 法律・制度等            | 内容                                                                                            |
|------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24年度 | 子ども・子育て関連3法       | 子ども・子育て支援事業の策定が明記。                                                                            |
| 25年度 | 待機児童解消加速化プラン      | 平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。（⇒平成27年に50万人分に拡大）                                                   |
|      | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 子どもの貧困対策計画の策定が明記。<br>（⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定）                                          |
| 26年度 | 次世代育成支援対策推進法      | 令和7年3月末までの時限立法に延長。                                                                            |
| 27年度 | 子ども・子育て支援事業計画     | 新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート（計画期間：平成27年度～平成31年度）。                           |
|      | 保育士確保プラン          | 加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。<br>（⇒平成27年に9万人分に拡大）                                     |
|      | 少子化社会対策大綱改定       | 子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。                        |
| 28年度 | 子ども・子育て支援法一部改正    | 待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。                      |
|      | ニッポン一億総活躍プラン      | 保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。                                                    |
|      | 切れ目のない保育のための対策    | 待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。                                      |
|      | 児童福祉法改正           | 児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。<br>（一部平成29年4月施行） |

| 平成    | 法律・制度等         | 内容                                                                       |
|-------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 29 年度 | 子育て安心プラン       | 令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。                         |
|       | 新しい経済政策パッケージ   | 「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。                           |
| 30 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正 | 事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。 |
|       | 新・放課後子ども総合プラン  | 令和 5 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。                       |

| 令和   | 法律・制度等               | 内容                                                                                                |
|------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 元年度  | 幼児教育・保育の無償化          | 10 月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施。                               |
| 2 年度 | 子ども・子育て支援事業計画（第 2 期） | 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第 2 期）開始。（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）                              |
| 4 年度 | 子ども・子育て支援法一部改正       | 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。 |
|      | 児童手当法の一部改正           | 児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。                                                                        |
| 5 年度 | こども家庭庁の創設            | こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。                                                |
|      | こども基本法の成立            | 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。                                    |
|      | こども大綱の閣議決定           | これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。      |

## 6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



## 第2章

# 子どもと子育てを取り巻く環境

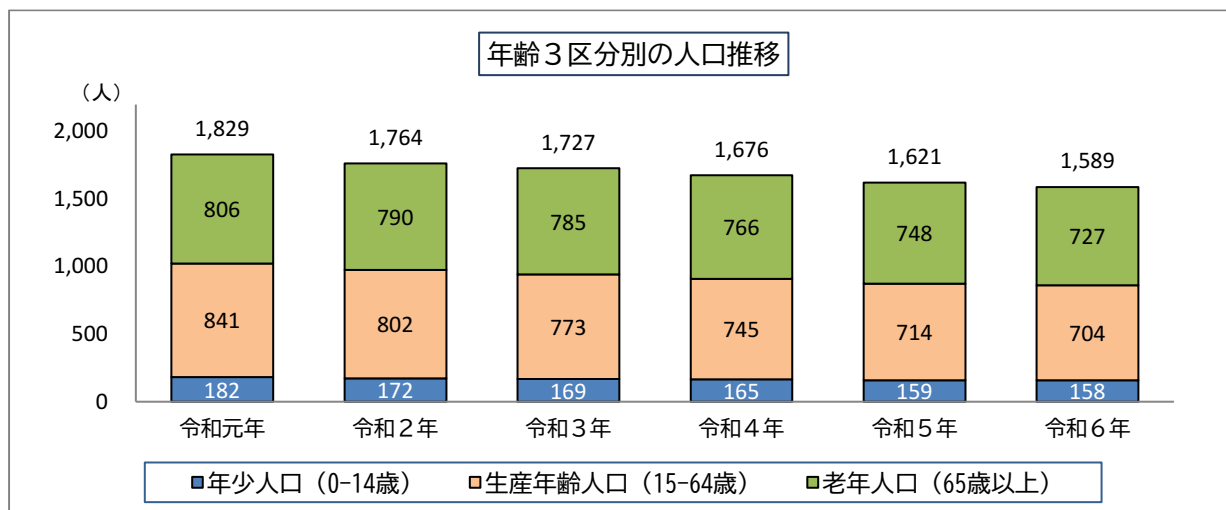


## 第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

### 1 人口の動向

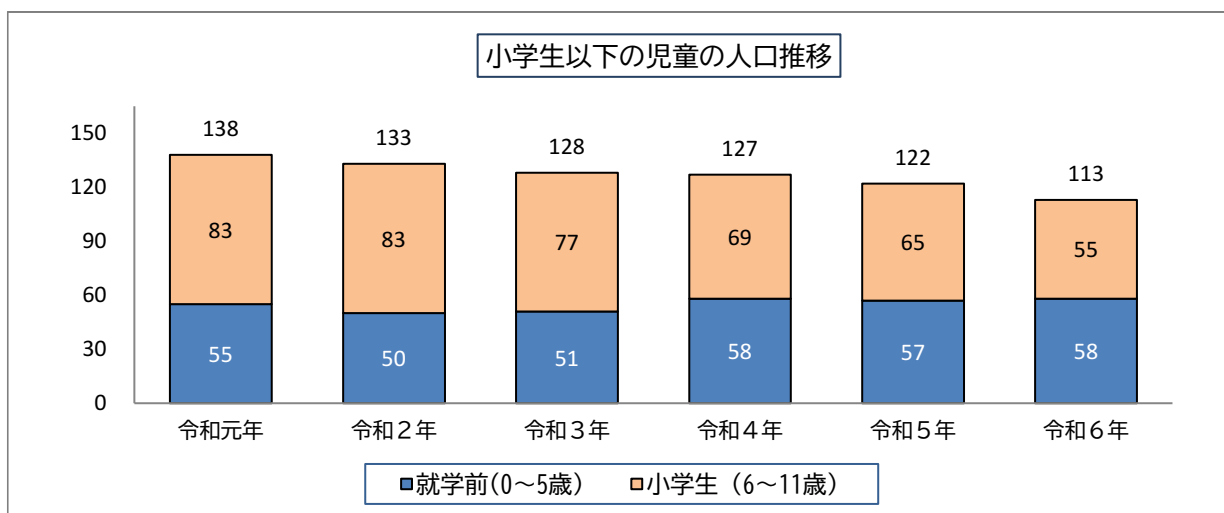
#### (1)人口の推移

本町の人口は、令和元年の1,829人から令和6年には1,589人と減少で推移しています。  
年齢区分ごとの人口では、すべての年齢区分において減少で推移しています。



資料:浦臼町(各年4月1日現在)

小学生以下の児童人口は、就学前がほぼ横ばいで推移しており、小学生は減少で推移しています。

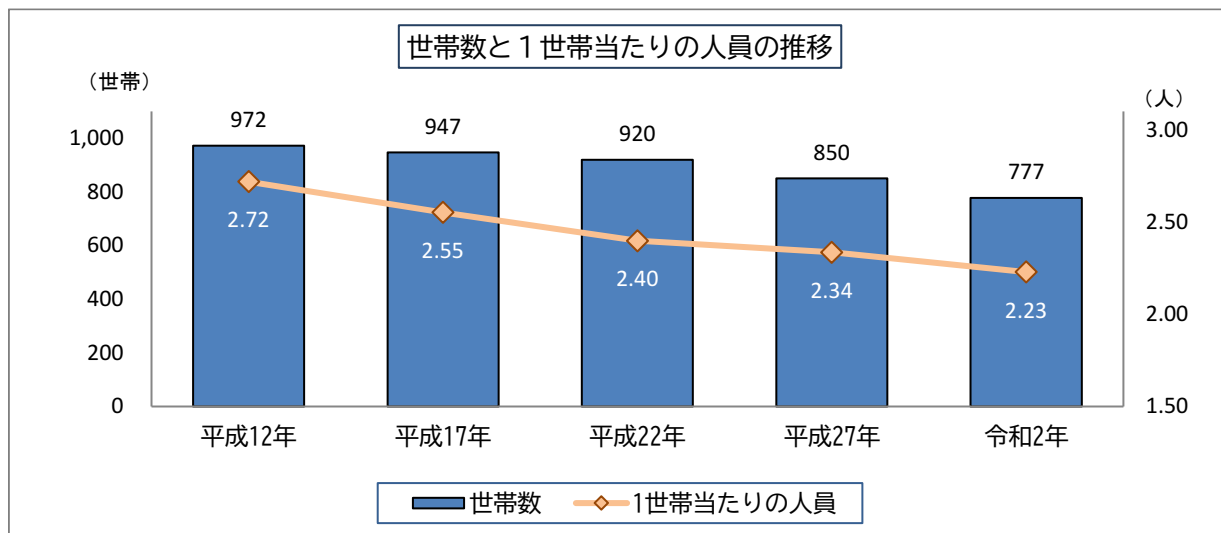


資料:浦臼町(各年4月1日現在)

## (2)世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成12年の972世帯から令和2年には777世帯と減少で推移しています。

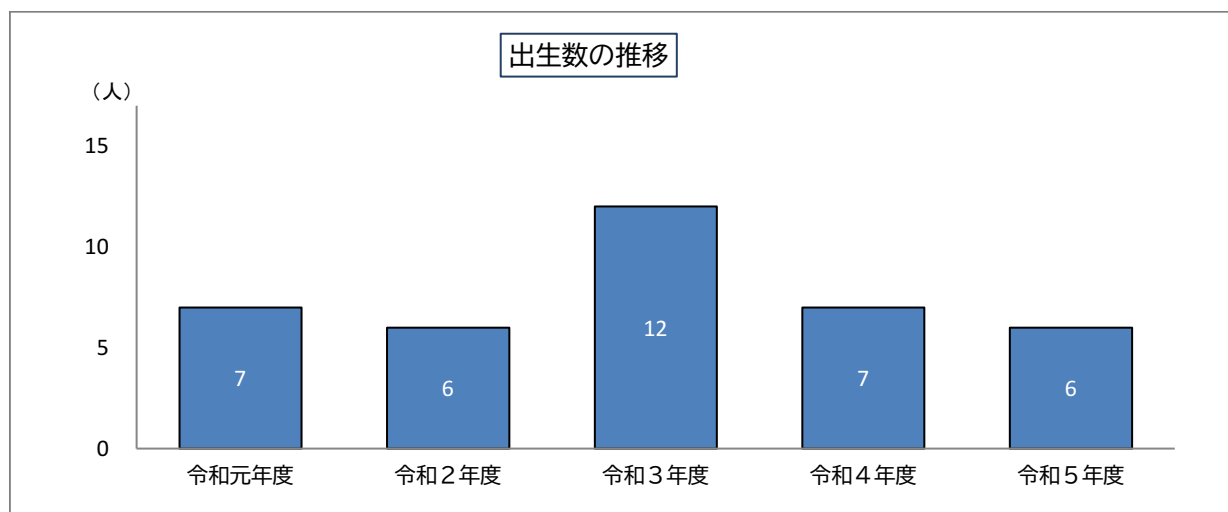
また、1世帯当たりの人員は、平成12年の2.72人から令和2年は2.23人と減少で推移しており、核家族化の進行がみられます。



資料:国勢調査

## (3)出生数の推移

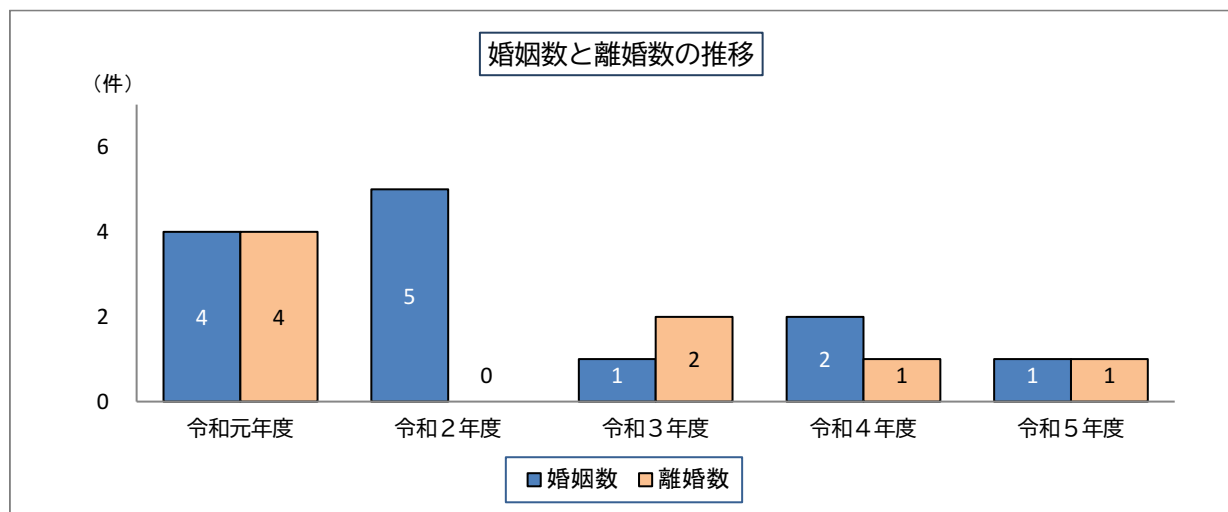
本町における出生数は、年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度は6人となっています。



資料:浦臼町(各年度合計)

#### (4)婚姻数と離婚数

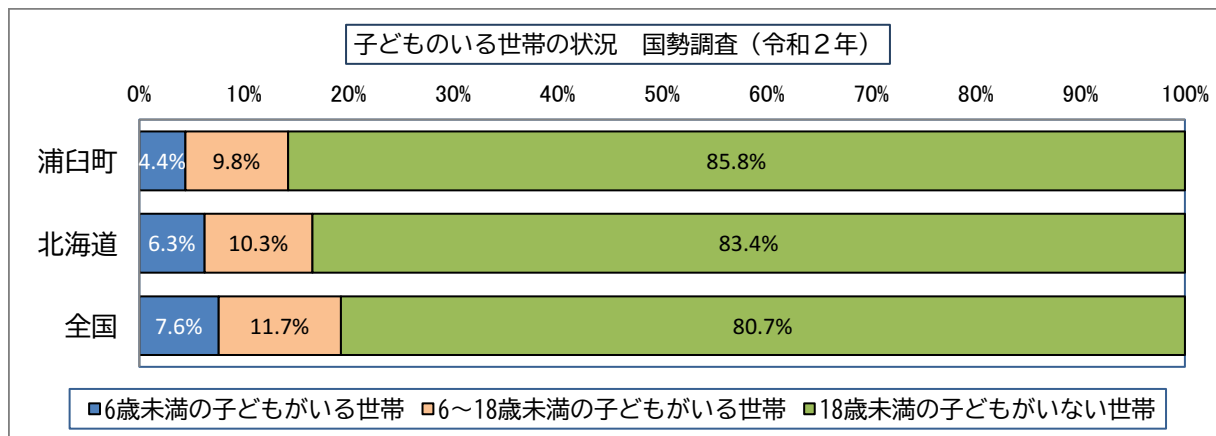
婚姻については、令和2年度が5件と最も多く、令和3・5年度が1件と最も少なくなっています。  
また、離婚については、令和元年度が4件と最も多く、令和2年度にはありませんでした。



資料:浦臼町(各年度合計)

#### (5)子どものいる世帯の状況

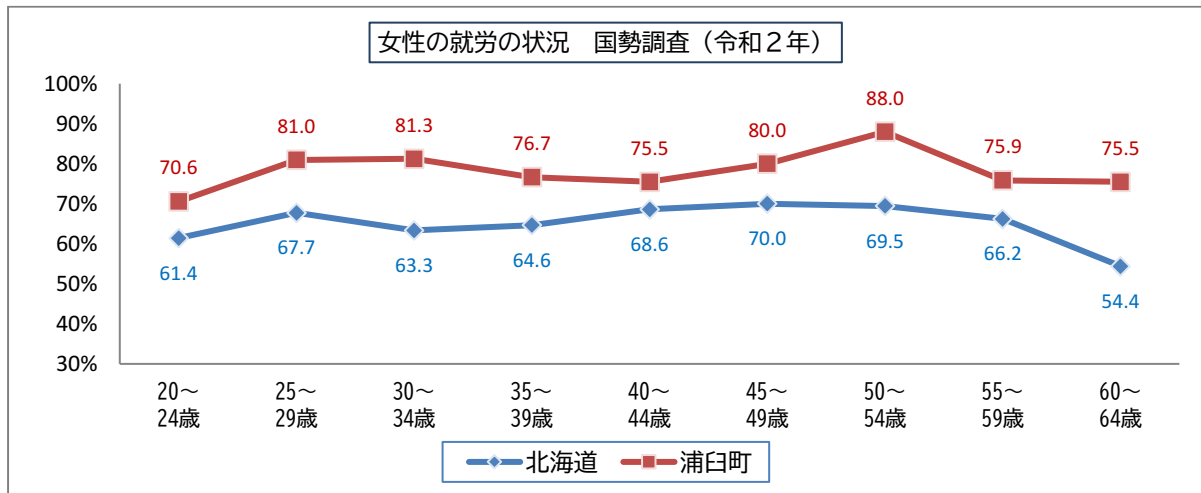
子どものいる世帯の状況で、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。



資料:令和2年国勢調査

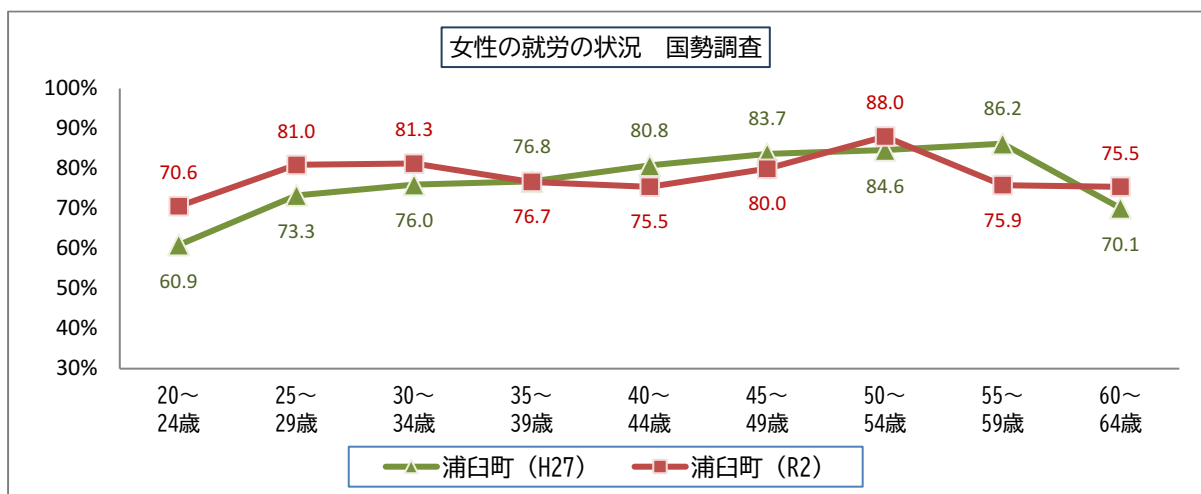
## (6)女性の就労の状況

当町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査

平成27年と令和2年を比較すると、35～49歳、55～59歳以外の年代で令和2年の就労率が高くなっています。

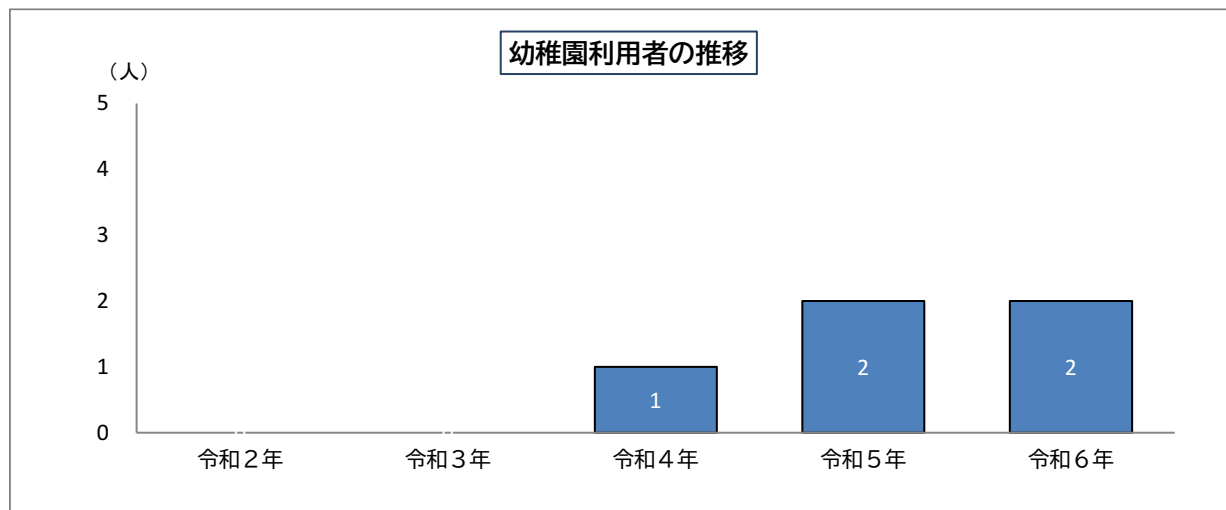


資料：国勢調査

## 2 子育て支援の状況

### (1) 幼稚園利用者の状況

幼稚園利用者の合計は、令和4年に1人、令和5・6年に2人となっています。

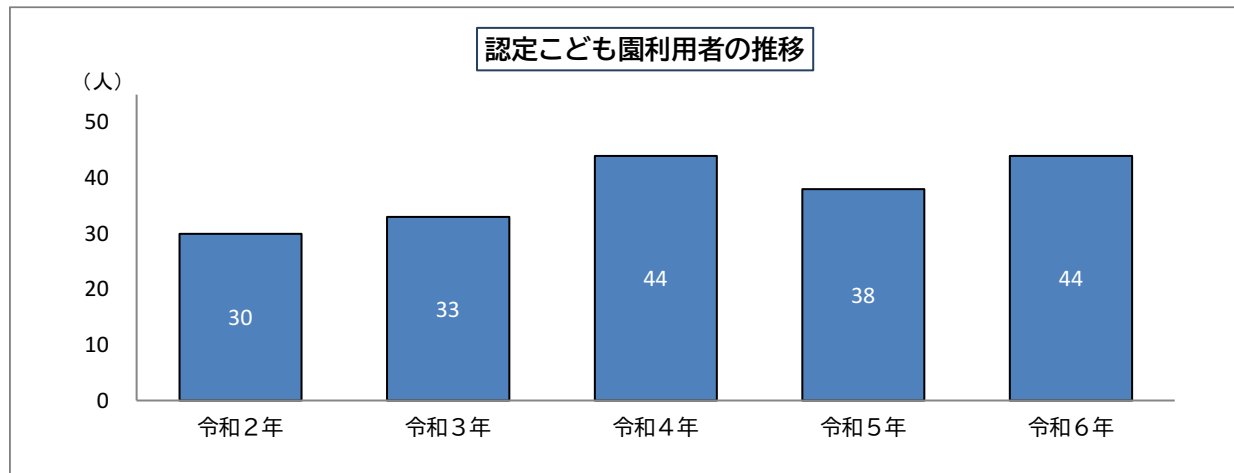


| 施設名      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 美唄めぐみ幼稚園 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1    |
| 砂川天使幼稚園  | 0    | 0    | 0    | 1    | 1    |
| 合計       | 0    | 0    | 1    | 2    | 2    |

資料: 浦臼町(各年5月1日現在)

## (2)認定こども園利用者数の推移

認定こども園利用者の合計は、年ごとにばらつきがみられ、令和5年は44人となっています。



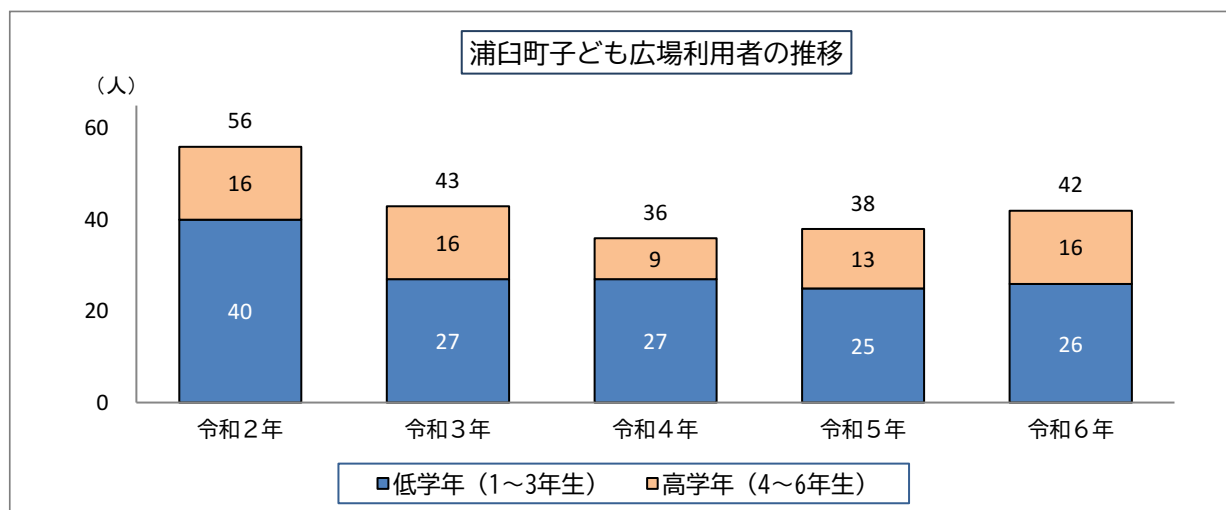
| 施設名              | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 浦臼町認定こども園なかよし    | 30   | 33   | 40   | 36   | 41   |
| 奈井江町認定こども園はぐくみ   | 0    | 0    | 2    | 1    | 2    |
| 月形町認定こども園花の里こども園 | 0    | 0    | 2    | 1    | 1    |
| 合計               | 30   | 33   | 44   | 38   | 44   |

資料:浦臼町(各年5月1日現在)

### (3) 浦臼町子ども広場利用者の状況

浦臼町では放課後児童クラブは実施していませんが、放課後子ども教室（浦臼町子ども広場）の実施により、小学生の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行っています。

浦臼町子ども広場利用者の合計は、令和2年の56人から令和4年の36人まで減少で推移していましたが、その後増加に転じ、令和6年には42人となっています。



#### 低学年(1～3年生)

| 施設名      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 浦臼町子ども広場 | 40   | 27   | 27   | 25   | 26   |

資料：浦臼町(各年3月31日現在)

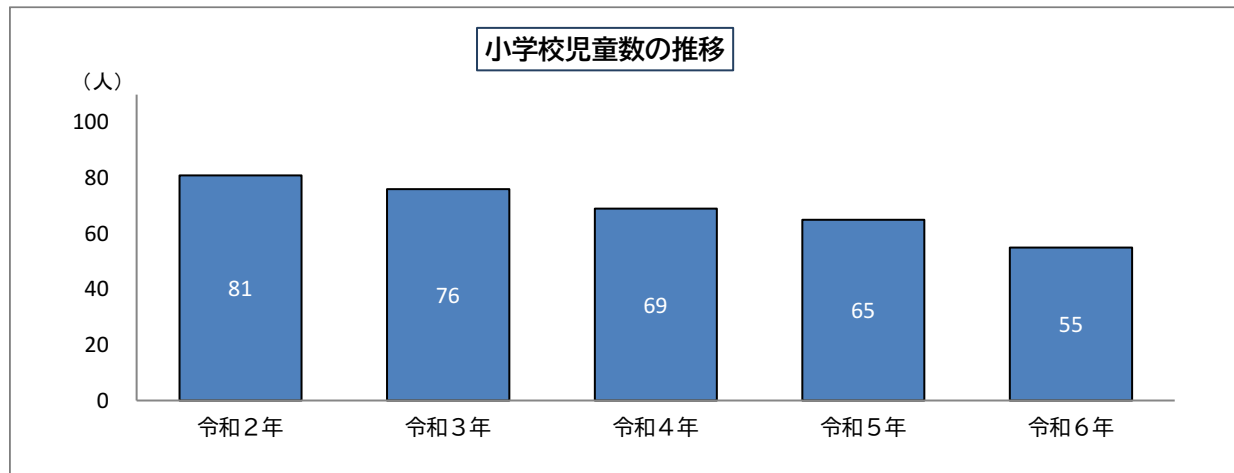
#### 高学年(4～6年生)

| 施設名      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|----------|------|------|------|------|------|
| 浦臼町子ども広場 | 16   | 16   | 9    | 13   | 16   |

資料：浦臼町(各年3月31日現在)

#### (4)小学校児童等の状況

小学校児童数は、令和2年の81人から令和6年の55人まで減少で推移しています。

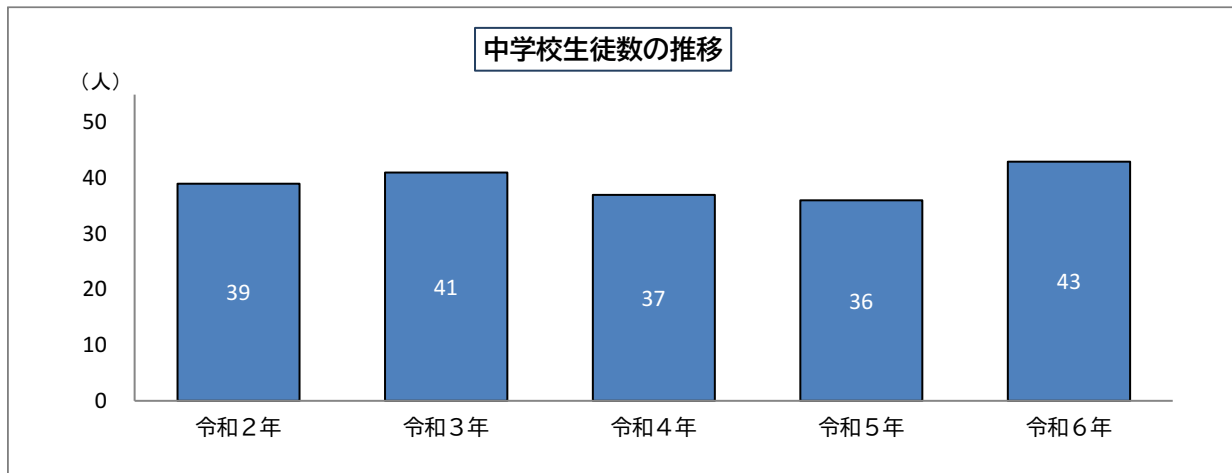


|         | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 児童数     | 81   | 76   | 69   | 65   | 55   |
| 学校数     | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 学級数     | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    |
| 特別支援学級数 | 3    | 3    | 3    | 3    | 2    |
| 教員数     | 14   | 14   | 14   | 13   | 13   |

資料：浦臼町(各年5月1日現在)

## (5)中学校生徒等の状況

中学校生徒数は、年ごとにばらつきがみられ、令和6年は43人となっています。



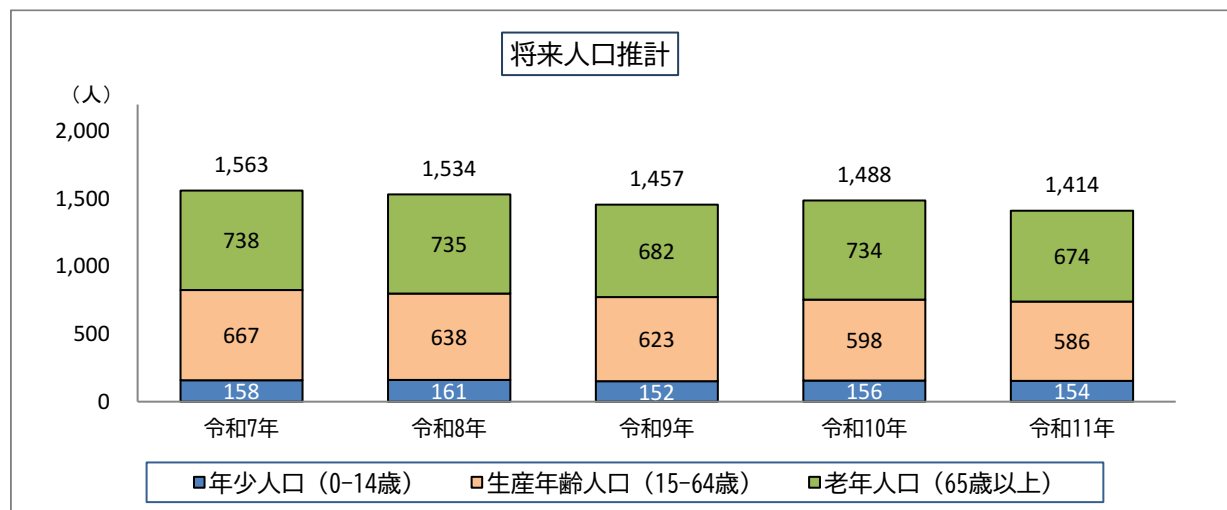
|         | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 生徒数     | 39   | 41   | 37   | 36   | 43   |
| 学校数     | 1    | 1    | 1    | 1    | 1    |
| 学級数     | 3    | 3    | 3    | 3    | 3    |
| 特別支援学級数 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2    |
| 教員数     | 12   | 14   | 13   | 13   | 14   |

資料:浦臼町(各年5月1日現在)

### 3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向にあり、計画最終年の令和11年には総人口が1,414人、年少人口が154人と見込まれます。



|                 | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口 (0～14歳人口)  | 158   | 161   | 152   | 156   | 154   |
| 未就学児 (0～5歳)     | 63    | 66    | 68    | 65    | 62    |
| 小学生 (6～11歳)     | 59    | 57    | 59    | 66    | 71    |
| 中学生 (12～14歳)    | 36    | 38    | 25    | 25    | 21    |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 667   | 638   | 623   | 598   | 586   |
| 老年人口 (65歳以上)    | 738   | 735   | 682   | 734   | 674   |
| 総人口             | 1,563 | 1,534 | 1,457 | 1,488 | 1,414 |

コーホート法による推計

※コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20～24歳人口は5年後には25～29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20～24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25～29歳人口を推計するものです。

## 4 ニーズ調査結果

### (1)調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

### (2)調査対象者

- 就学前児童調査：浦臼町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査：浦臼町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

### (3)調査方法

- 就学前児童調査：郵送による配布・回収調査
- 小学生児童調査：郵送による配布・回収調査

### (4)調査期間

令和6年2月

### (5)回収状況

| 調査種類    | 調査対象者数 | 有効回収数 | 有効回答率 |
|---------|--------|-------|-------|
| 就学前児童調査 | 47     | 34    | 72.3% |
| 小学生児童調査 | 50     | 41    | 82.0% |

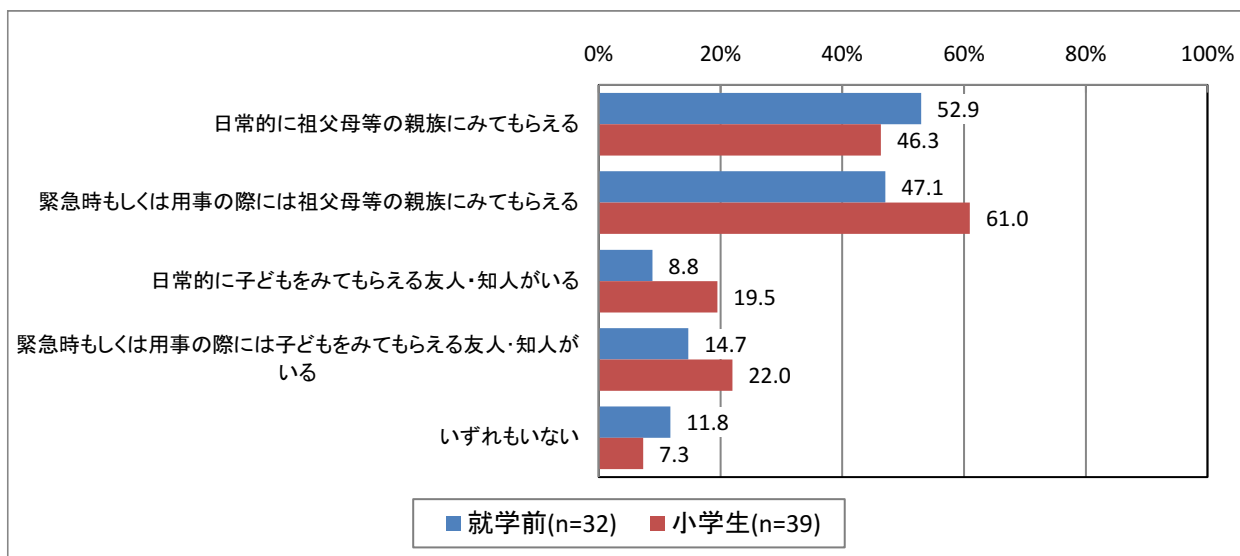
### (6)集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

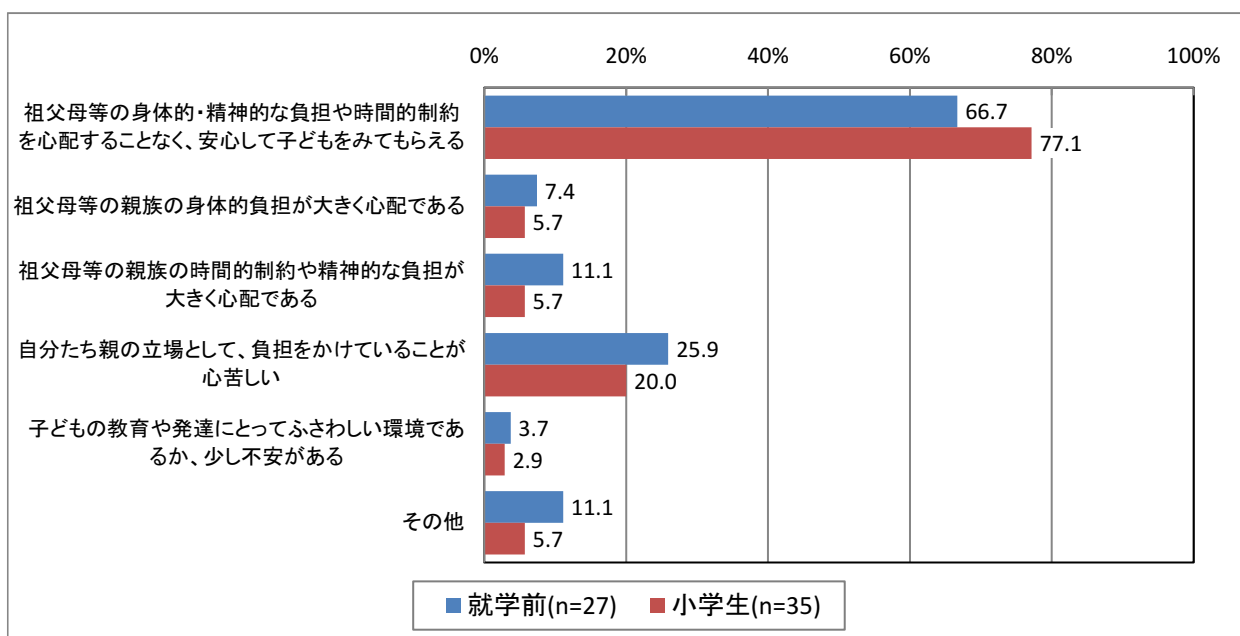
## (7)調査結果

### ① 子育てに関する周囲の協力者の状況

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で11.8%、小学生児童で7.3%となっています。

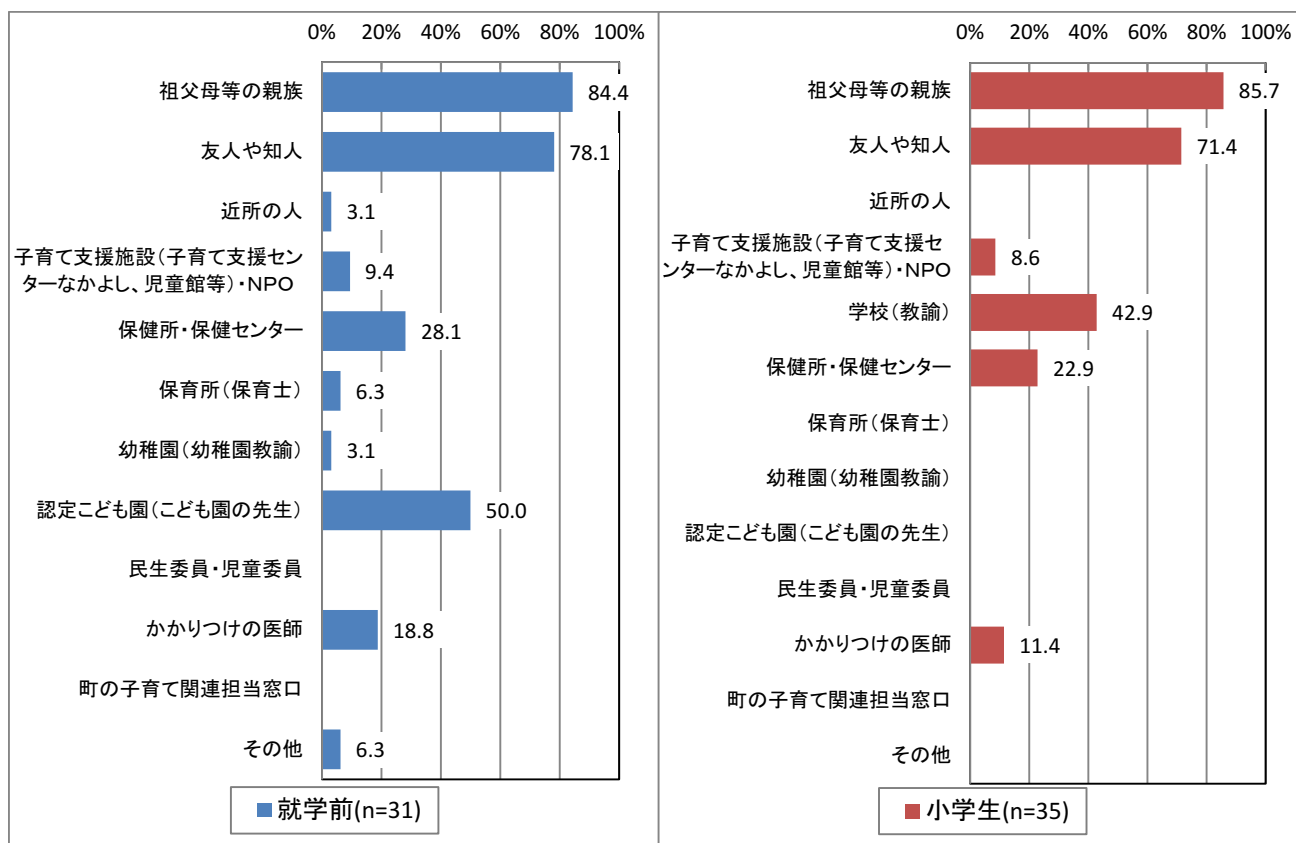
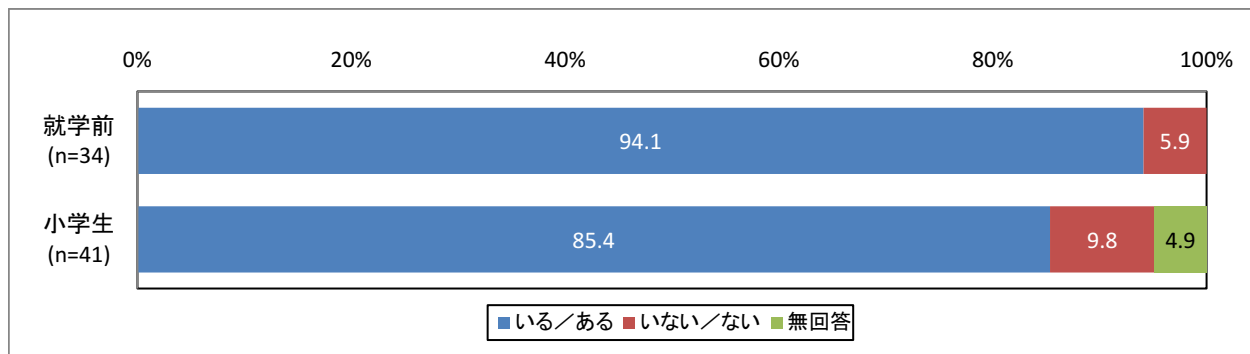


保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、就学前児童で11.1%、小学生児童で5.7%が、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



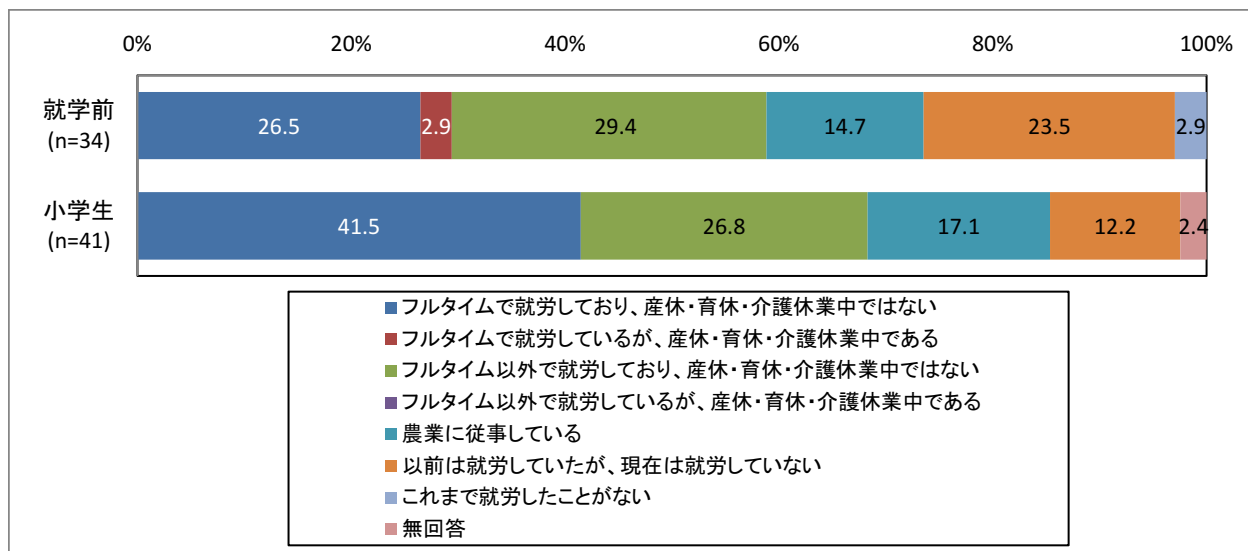
## ② 子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が就学前児童で 94.1%、小学生児童で 85.4%と非常に多くなっており、具体的な人では、就学前児童、小学生児童ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。

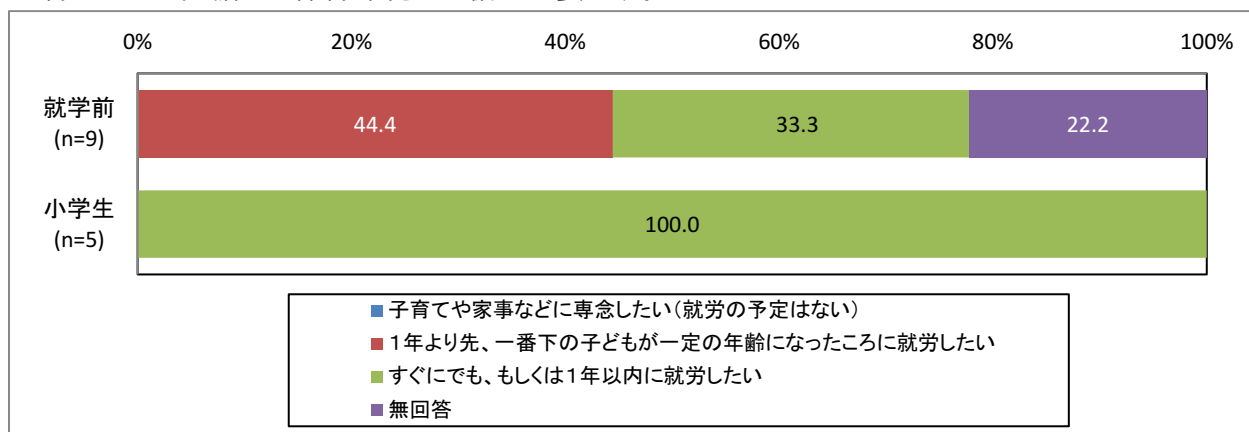


### ③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」、「フルタイム以外で就労している」、「農業に従事している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で 73.5%、小学生児童で 85.4%となっています。

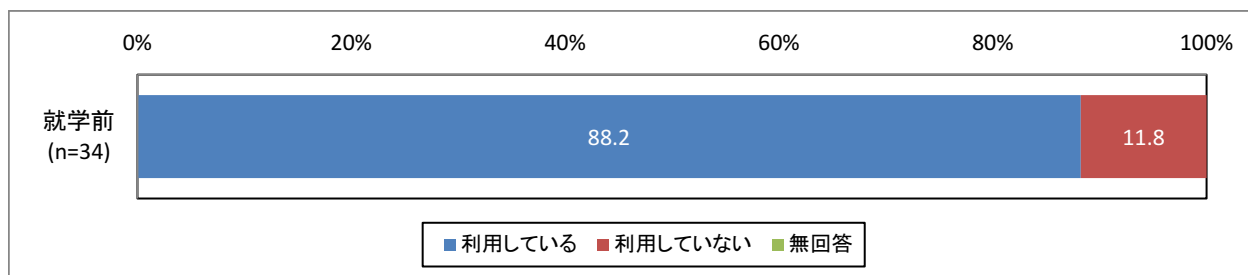


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で 77.7%、小学生児童で 100%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



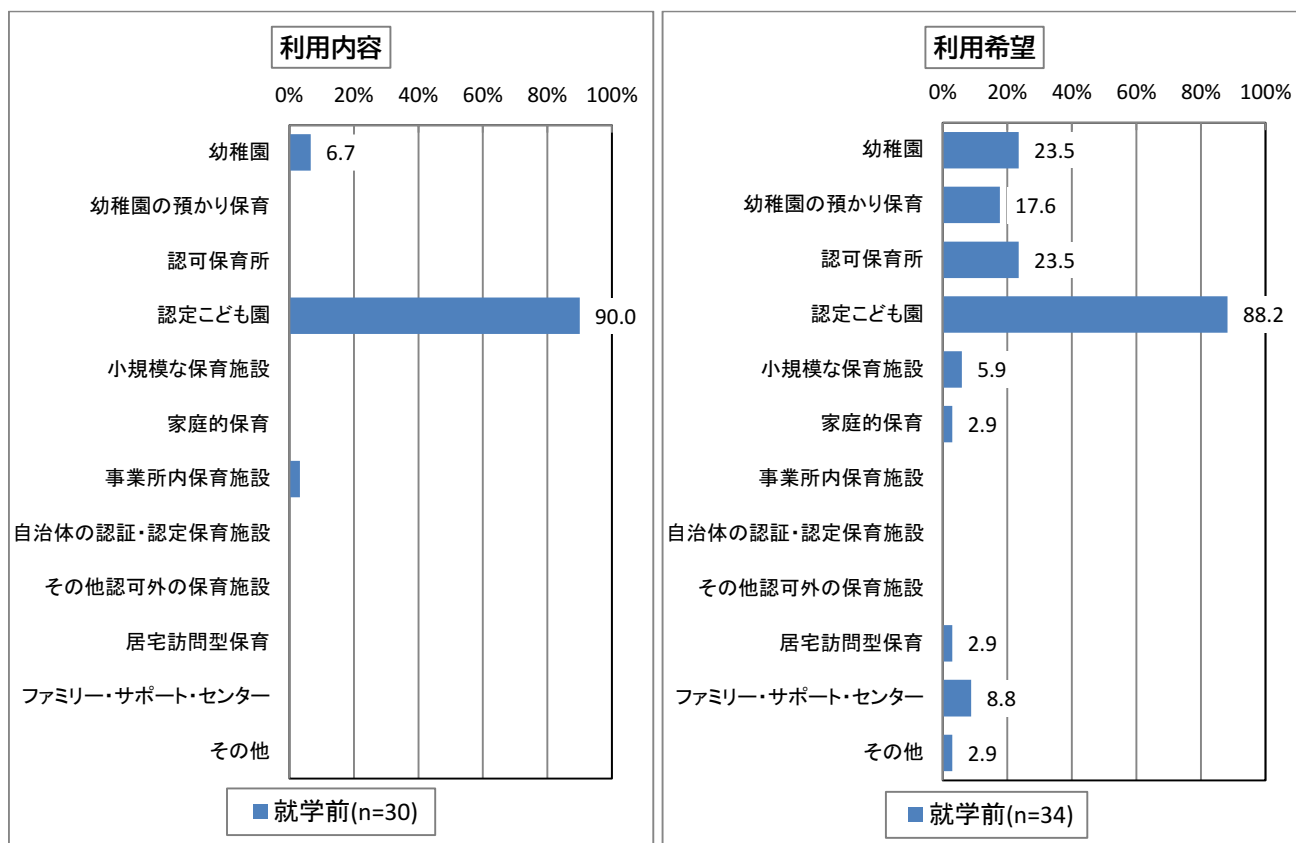
#### ④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は 88.2%となっています。



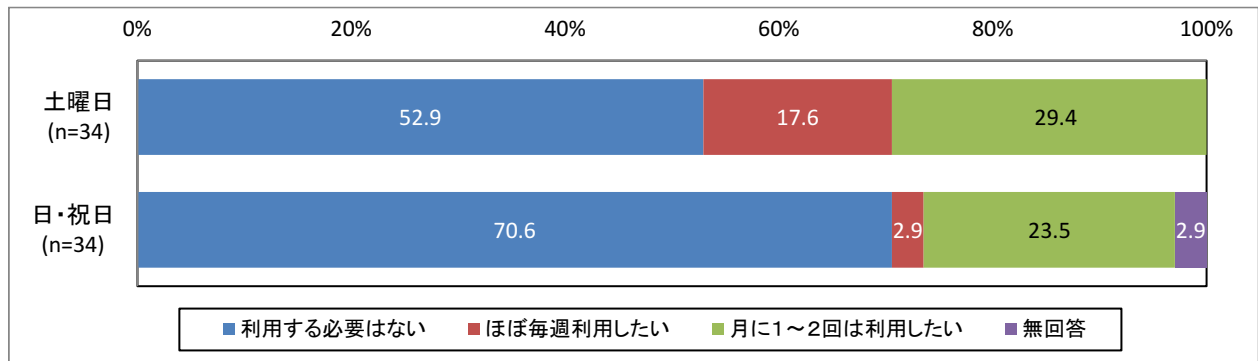
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「認定こども園」90.0%となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「認定こども園」88.2%、「幼稚園」、「認可保育所」23.5%の割合が高く、利用状況より今後のニーズが高くなっています。

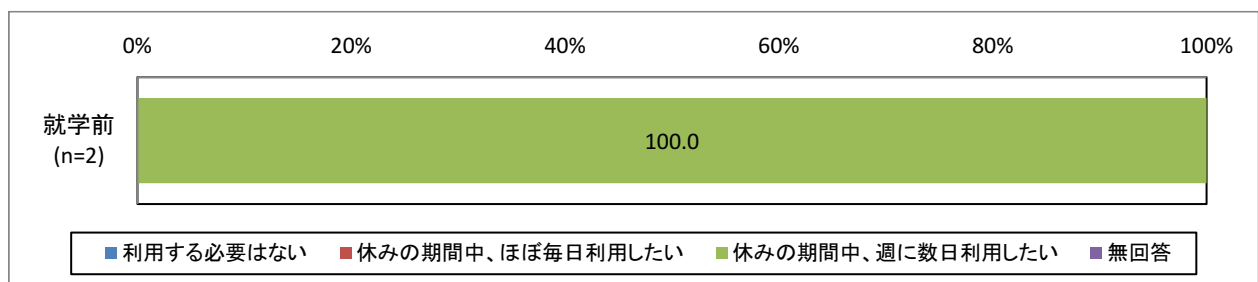


⑤ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望(就学前児童のみ)

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日が47.0%、日曜日・祝日は26.4%となっています。

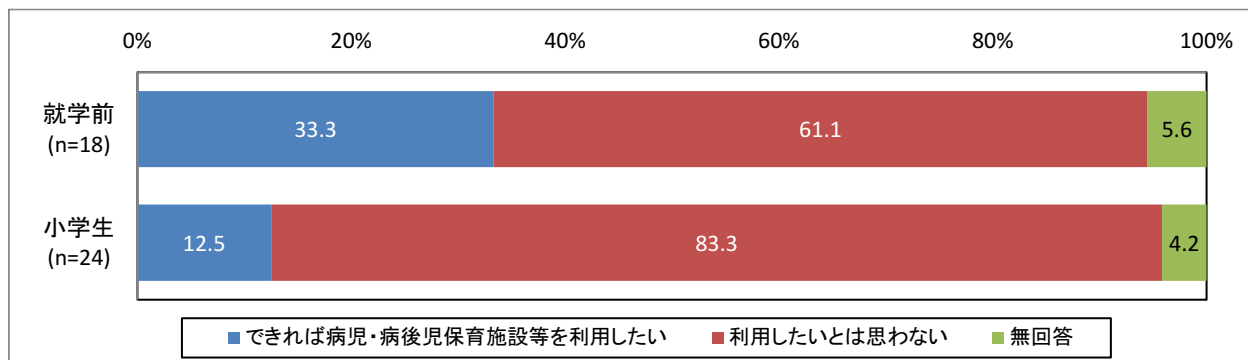


幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望をみると、「休みの期間中、週に数日利用したい」は100%となっています。

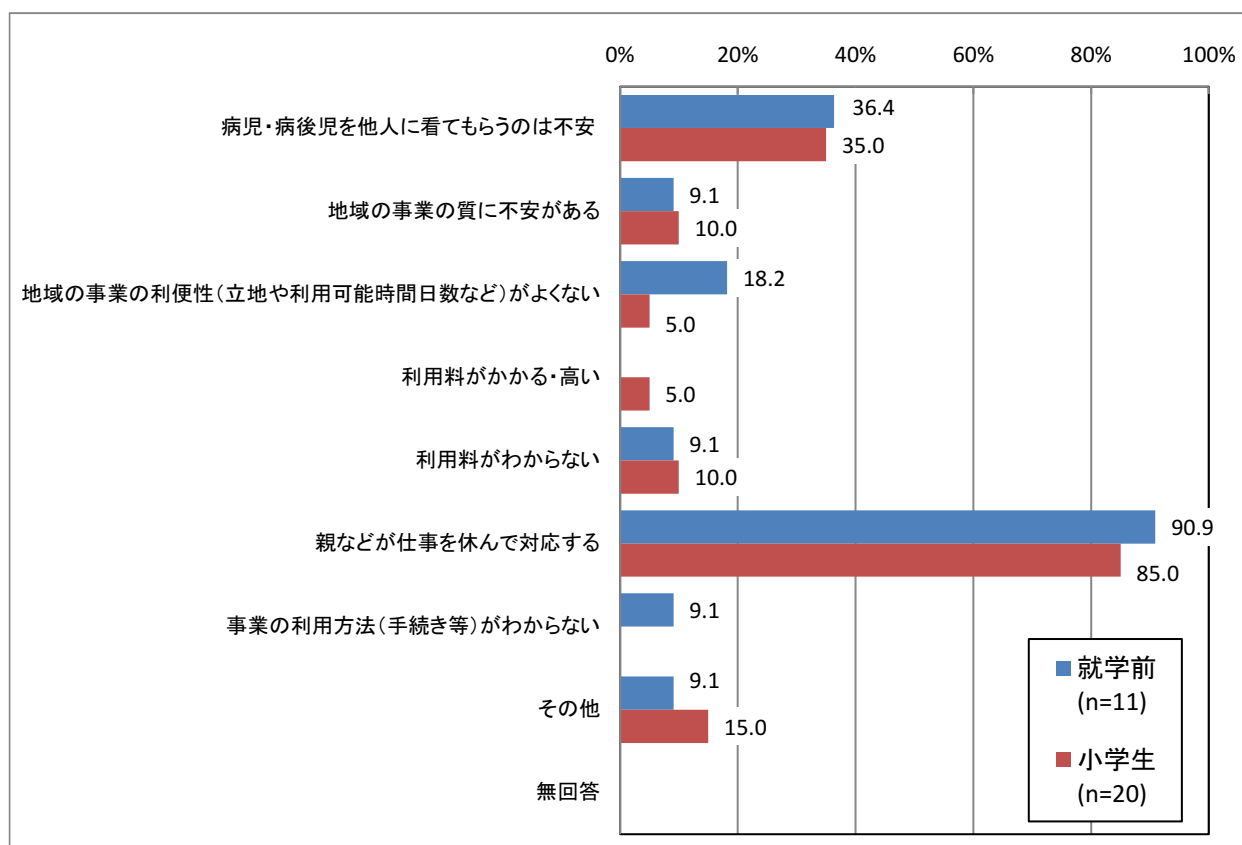


## ⑥ 病児・病後児保育施設の利用意向と未利用理由

病児保育事業の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で 33.3%、小学生で 12.5%となっています。一方、「利用したいとは思わない」では、就学前児童で 61.1%、小学生で 83.3%となっています。

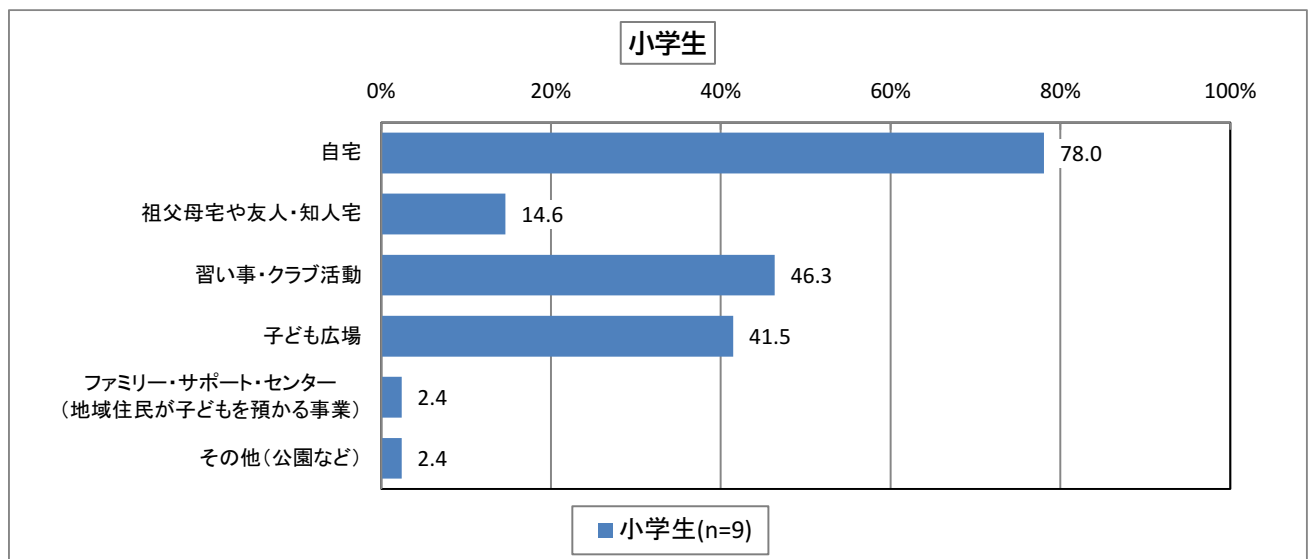
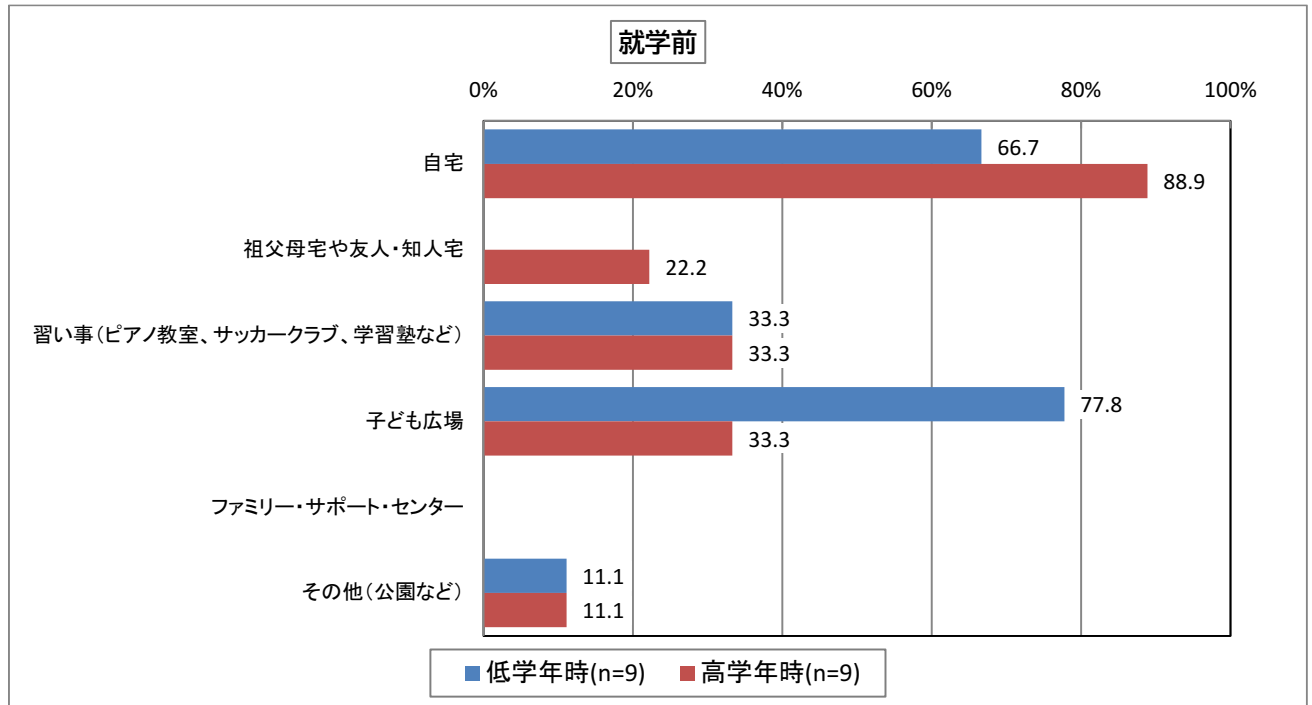


病児保育事業を利用したいとは思わない理由として、就学前児童、小学生ともに「親などが仕事を休んで対応する」が最も高くなっています。

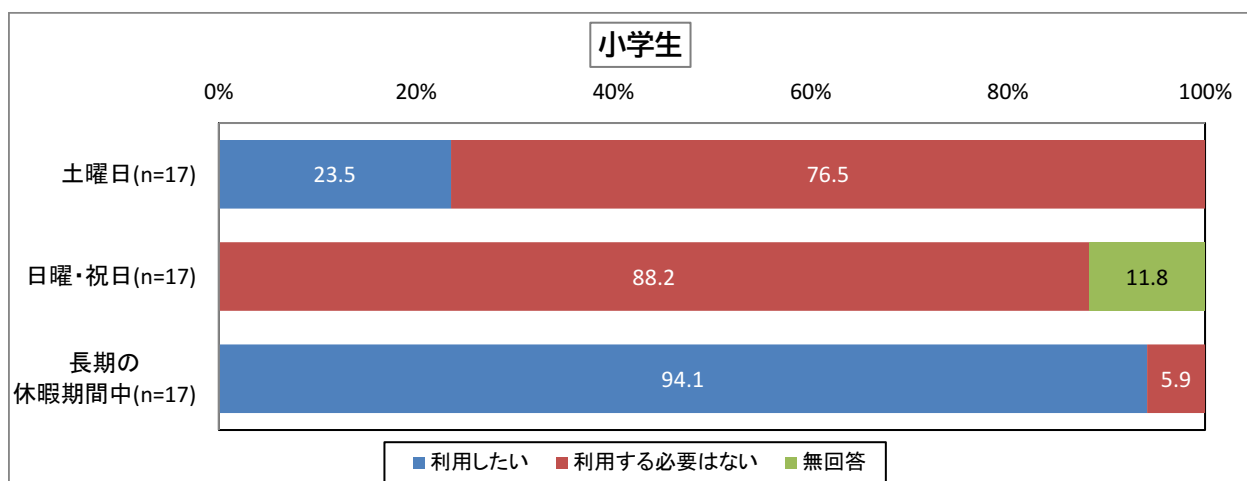
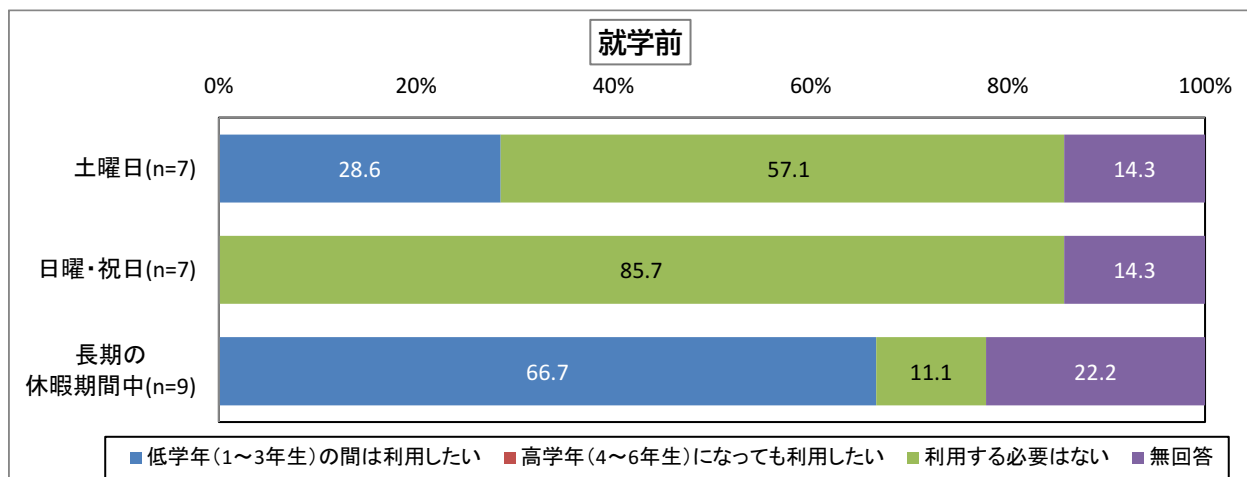


## ⑦ 子ども広場

就学前児童に聞いた小学校就学後の放課後の過ごし方では、低学年(1～3 年生)では、子ども広場が77.8%と最も高く、高学年(4～6 年生)では、子ども広場は33.3%と2番目に高くなっており、小学生に聞いた放課後の過ごし方では、子ども広場は41.5%と3番目に高くなっています。

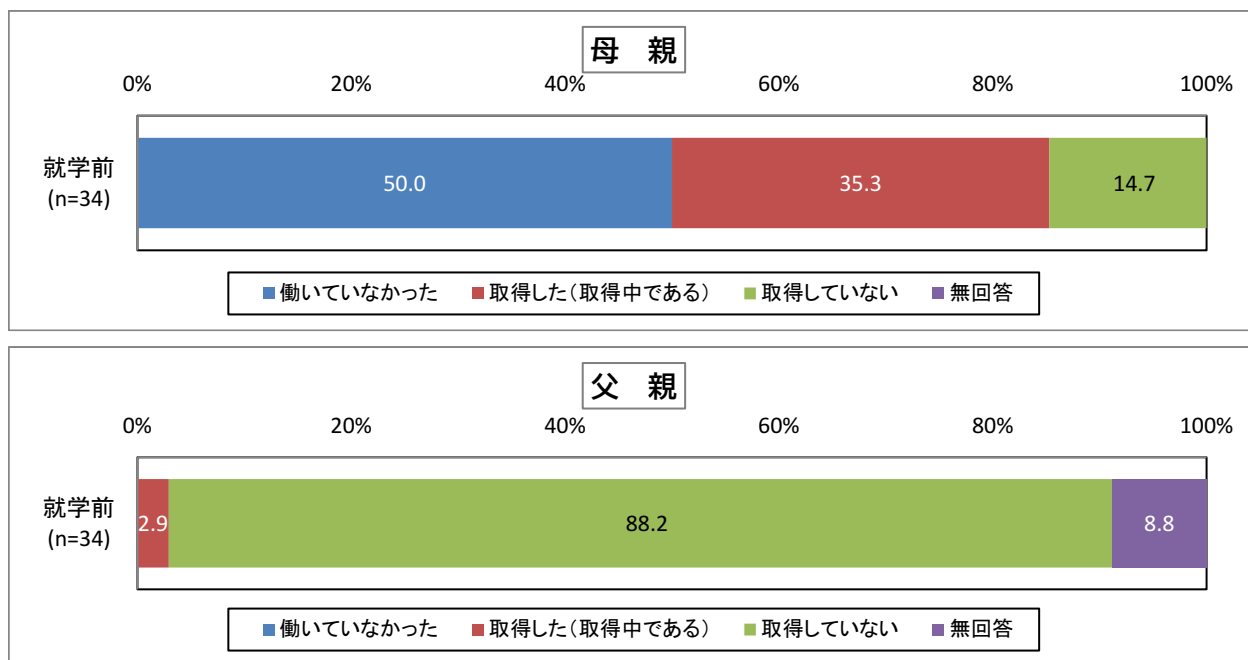


また子ども広場の土曜日の利用希望をみると、『利用したい』は、就学前で 28.6%、小学生で 23.5%となっています。また、長期休暇中の利用希望をみると、『利用したい』は就学前で 66.7%、小学生で 94.1%となっています。

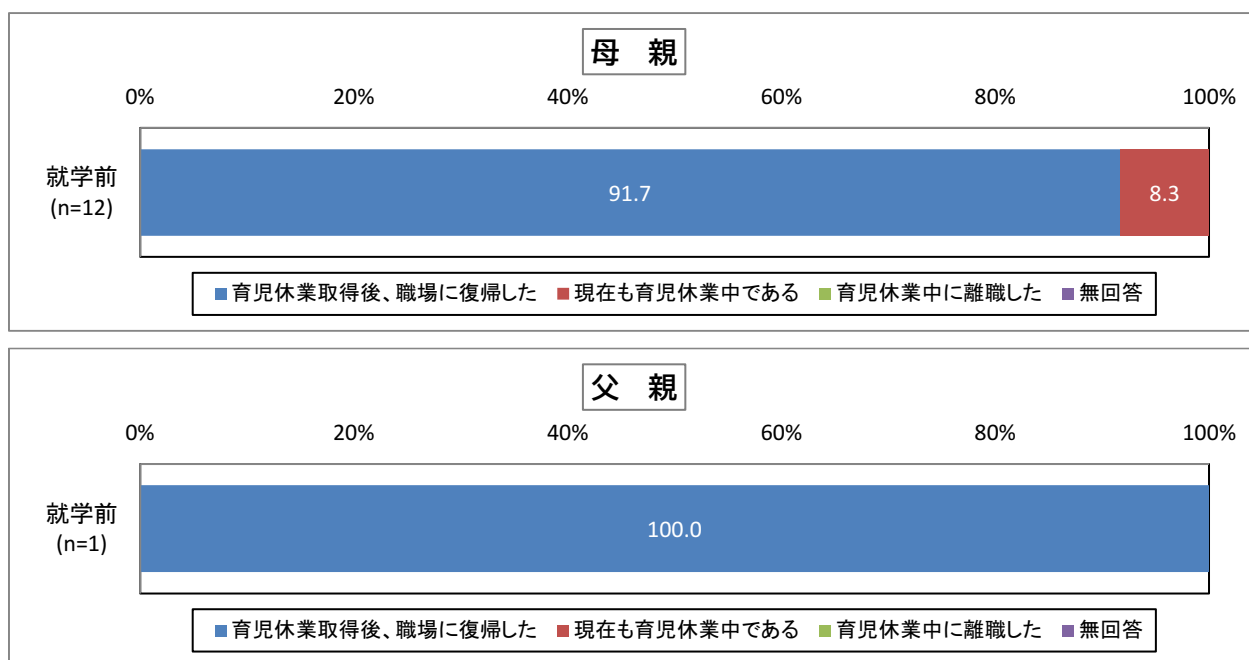


⑧ 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援制度(就学前児童のみ)

育児休業を取得または取得中の母親は 35.3%、父親は 2.9%となっています。

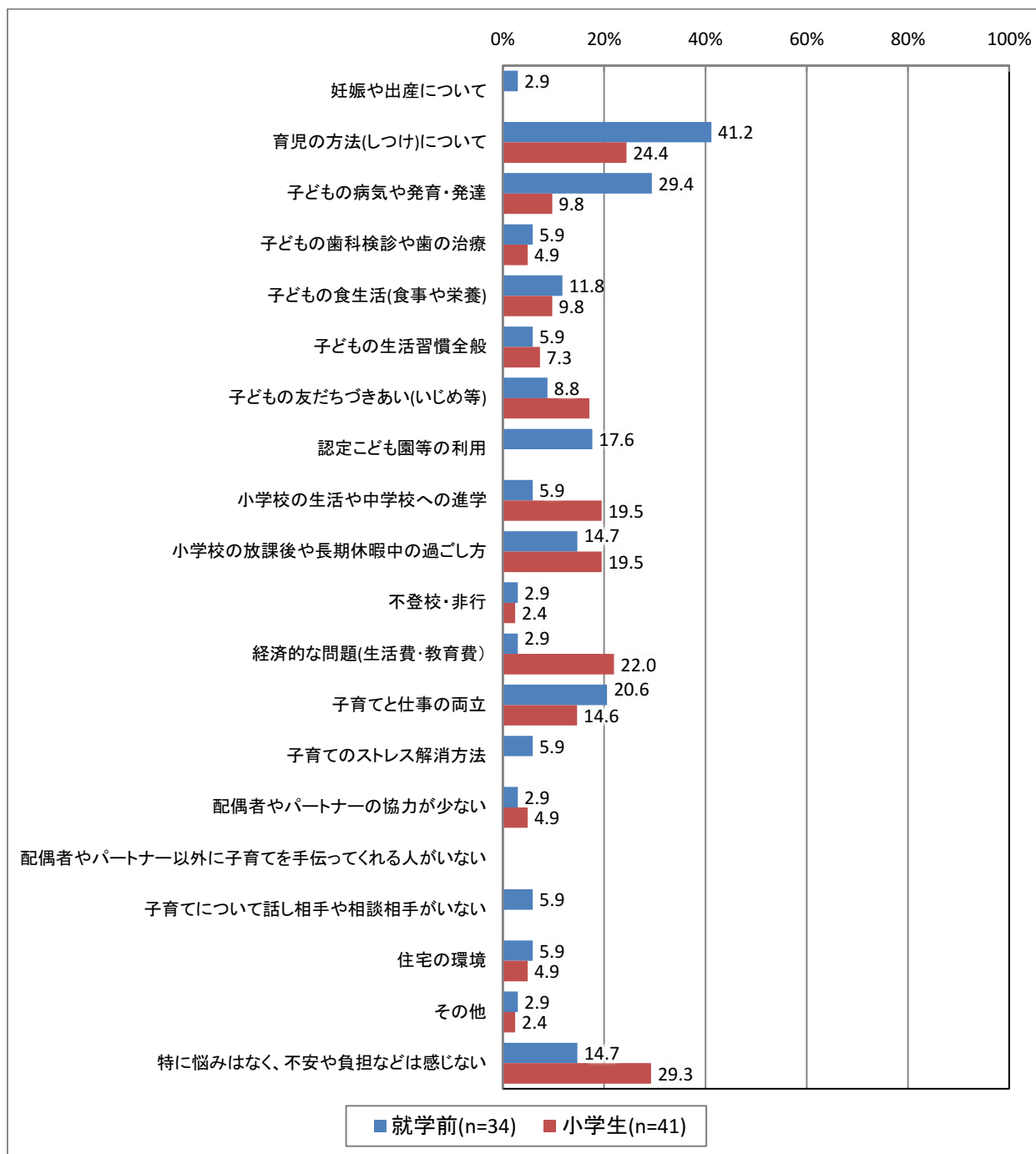


休業取得後に職場復帰した母親は 91.7%、育児休業中の母親は 8.3%となっており、休業取得後に職場復帰した父親は 100.0%となっています。



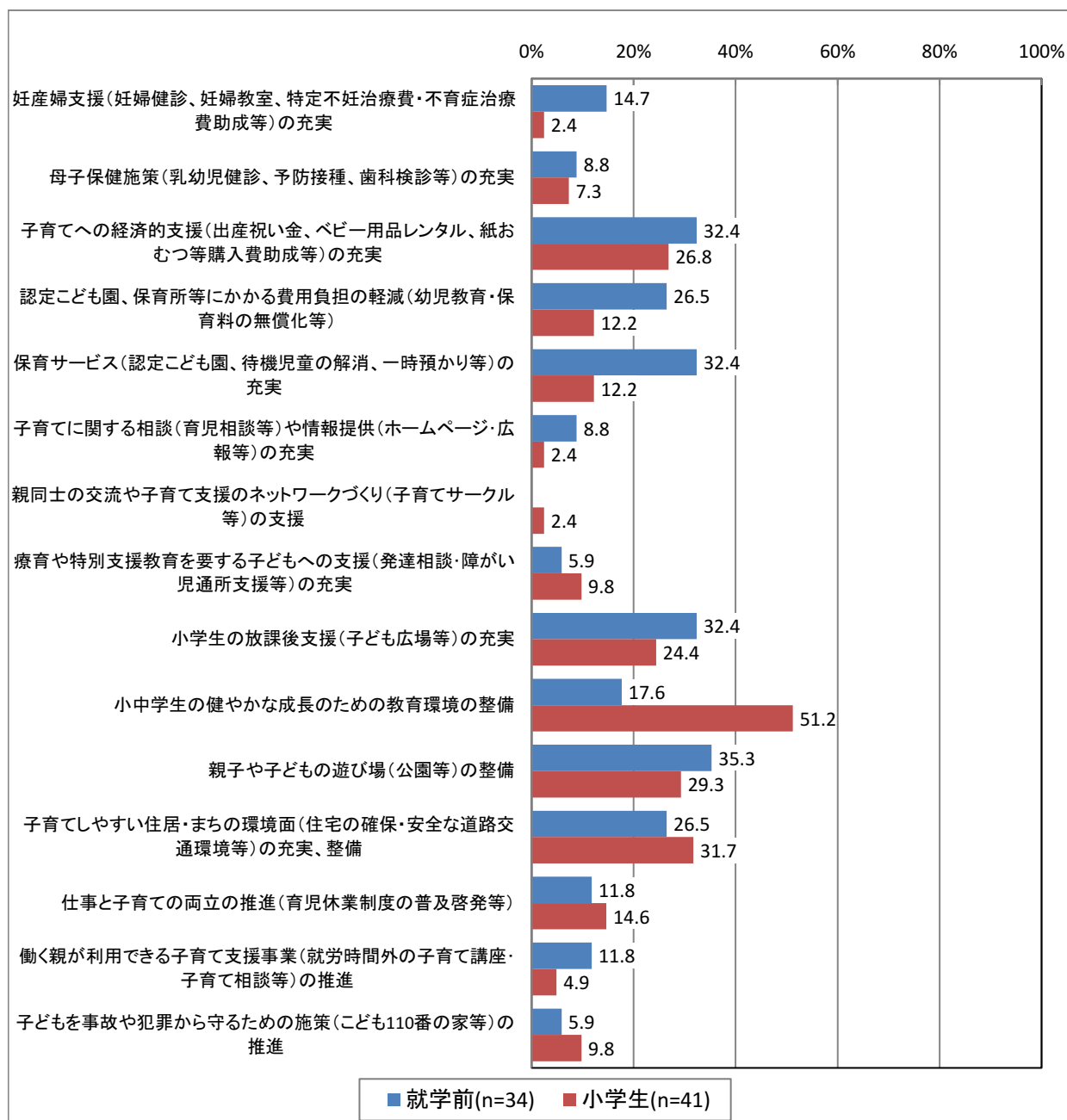
### ⑨ 子育てに関する不安や悩み、負担に感じること

子育てをする上での不安や悩み、負担に感じることで、就学前児童で「育児の方法(しつけ)」について、「子どもの病気や発育・発達」、小学生児童で「特に悩みはなく、不安や負担などは感じない」、「育児の方法(しつけ)」について、「経済的な問題(生活費・教育費)」などが多くなっています。



## ⑩ 子育て支援策について

充実してほしい子育て支援策では、就学前児童で「親子や子どもの遊び場の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」、「保育サービスの充実」、「小学生の放課後支援の充実」、小学生児童で「小中学生の健やかな成長のための教育環境の整備」、「子育てしやすい住居・まちの環境面の充実、整備」などが多くなっています。



## 5 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき6つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 周囲の援助を得られない家庭、相談先がない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が就学前児童で11.8%・小学生で7.3%いるとともに、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答が就学前児童で5.9%・小学生で9.8%おり、孤立する可能性のある家庭が数は少ないものの一定程度いることがうかがえます。

### 課題2 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」、「フルタイム以外で就労している」、「農業に従事している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で73.5%、小学生児童で85.4%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で77.7%、小学生児童で100%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

### 課題3 土日や祝日・長期休業中にも対応した保育環境の整備・維持が必要

土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中の教育・保育事業の利用希望については土曜日では47.0%、日曜日・祝日で26.4%、長期休暇中で100%となっています。土曜日や長期休業中の教育・保育事業のニーズが高く、今後の就労意向も踏まえると、利用ニーズがさらに増加することが考えられます。子育てにおけるリフレッシュの為に土曜日や長期休業中の教育・保育事業の整備が必要とされます。

### 課題4 病児・病後児保育事業、夜間養護事業・子育て短期支援事業等の実施の検討

病児・病後児保育の利用希望は、就学前児童で33.3%・小学生で12.5%となっています。また、利用したくない理由では就学前と小学生ともに、「親などが仕事を休んで対応する」、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」などが上位となっていることから、安心して利用できる事業体制、運営の整備を検討していく必要があります。

#### 課題5 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

子ども広場の長期休暇中の利用希望については、就学前で 66.7%、小学生で 94.1%となっています。母親の就労率の向上や保育ニーズの近年の高まりから、小学校児童における子ども広場のニーズも予測されます。長期休業中のみの利用者への対応や相談員・指導員等のマンパワーの確保も含めて、必要に応じて児童が放課後を過ごす場所の確保が必要とされます。

#### 課題6 父親の育児参画の推進やワーク・ライフ・バランスの取組

育児休業の取得率は母親で 35.3%・父親で 2.9%となっており、まだ、父親の育児休業取得の困難さがうかがえます。子育てと仕事の両立に向けて、制度の整備だけでなく、職場における子育てへの理解促進やワーク・ライフ・バランスの推進が必要とされます。

## 6 第2期計画の実施状況

### (1)子育て支援の充実

| No. | 事業名称                 | 事業内容                                                                                    | 第2期実績                                                                                                     | 担当係    |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 浦臼町認定こども園            | 幼稚園の機能と保育所の機能を備えた幼保連携型認定こども園として平成30年4月に開園。生後満8か月日から小学校就学前までの子どもを預かる。                    | 令和5年度実績（R5.4.1現在）<br>0歳児～0名<br>1歳児～7名<br>2歳児～5名<br>3歳児～9名<br>4歳児～10名<br>5歳児～9名                            | 子育て支援係 |
| 2   | 子育て支援センター（認定こども園に併設） | 子育て世代の交流の場の提供。子育てに関する相談の実施。（子育て世代包括支援センターと連携）子育て支援に関する講習等の実施。                           | 令和5年度実績<br>延利用親子数 92組                                                                                     | 子育て支援係 |
| 3   | 子育て世代包括支援センター        | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的支援を提供するワンストップ拠点。転入者も多いため、親同士が交流できる場や事業を展開していく。保健師等の専門職が対応。 | 令和5年度事業<br>Let's 食つきんぐ 4回実施<br>親子食つきんぐ 1回実施<br>リラックスママ 11回実施<br>子育てほっとサロン 5回実施<br>育児相談、巡回児童相談、児童相談の実施     | 子育て支援係 |
| 4   | 浦臼町特定不妊治療費助成         | 体外受精及び顕微授精について、費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。                                               | 令和5年度実績<br>3件 助成額計 369,050円                                                                               | 子育て支援係 |
| 5   | 浦臼町不育症治療費助成          | 不育症の検査及び治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的・精神的負担を軽減する。                                           | 令和5年度実績<br>0件                                                                                             | 子育て支援係 |
| 6   | 出産祝い金交付              | 子の誕生を祝福し、子の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として祝い金を交付する。                                      | 令和5年度実績<br>第1子（10万円）2名<br>交付額計 200,000円<br>第2子（20万円）3名<br>交付額計 600,000円<br>第3子以降（30万円）1名<br>交付額計 300,000円 | 子育て支援係 |
| 7   | 子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成   | 乳幼児を養育する保護者に対し、紙おむつ等の購入費用を助成する。                                                         | 3歳までを対象としていたが、令和6年度から2歳6か月までと縮小。<br>令和5年度実績<br>対象乳幼児数 35名<br>交付件数 314件<br>助成額計 3,642,400円                 | 子育て支援係 |
| 8   | 子育て支援子育て用品リース費用助成    | 乳幼児を養育する保護者に対し、子育て用品のリースに係る費用を助成する。                                                     | 令和5年度実績<br>チャイルドシート 9名<br>ベビーベッド 6名<br>ベビースケール 1名<br>ベビーラック 5名<br>ベビーバス 0名<br>助成額計 577,704円               | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称                      | 事業内容                                                                                                                                                | 第2期実績                                                                                                                       | 担当係    |
|-----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 9   | 乳幼児・児童及び生徒医療費助成           | 乳幼児・児童及び生徒医療費の保険給付対象自己負担分について公費で助成。助成方法は現物給付を行うことにより、医療機関での窓口負担の軽減を図る。                                                                              | 平成 24 年度に医療費対象年齢を 18 歳まで引上げ、現在も継続している。また、平成 27 年度から助成の方法を償還払いから現物給付に変更したことにより、医療機関窓口での一時負担金や役場窓口への申請手続きの負担が軽減され、継続して実施している。 | 住民係    |
| 10  | 子育て支援保育料助成                | 認定こども園なかよしを利用する児童の保護者に対し、保育料・給食費を助成する。<br>令和元年 10 月から国の施策による幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する 3～5 歳までの全ての子どもの利用料と 0～2 歳の住民税非課税世帯を対象として利用料が無料となる。 | 令和 5 年度実績<br>助成額計 5,277,180 円                                                                                               | 子育て支援係 |
| 11  | 認定こども園における一時預かり事業・一時的保育事業 | 在園児・非在園児の保護者の就労形態又は傷病等により、子どもが断続的に保育を必要とするとき、又は緊急かつ一時的に保育を必要とするときに、当該子どもを保育するために実施する。                                                               | 令和 5 年度実績<br>一時預かり事業（在園児）<br>延べ 16 人<br>一時的保育事業（非在園児）<br>延べ 41 人                                                            | 子育て支援係 |
| 12  | 広域保育入所                    | 居住する保育に欠ける児童が町内施設の利用が困難な場合等に町外の保育施設を利用できるよう調整を行う。                                                                                                   | 令和 5 年度実績<br>美唄市「めぐみ幼稚園」1 名<br>月形町「月形町認定こども園花の里こども園」1 名<br>奈井江町「奈井江町認定こども園はぐぐみ」1 名<br>砂川市「天使幼稚園」1 名                         | 子育て支援係 |
| 13  | 病児・病後児保育                  | 病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない場合に看護師、保育士のいる専用の保育室で児童を一時的に預かる。近隣市町との連携による実施を検討していく。                                                           | 近隣市町でも預かり枠が少なく、対応不可との回答。                                                                                                    | 子育て支援係 |
| 14  | 子育てほっとサロン                 | 保健センターのホールを開放し、妊婦及び乳幼児を持つ保護者に PR し、子どもが自由に遊び、保護者が交流する場の提供をする。平成 31 年度から実施。必要時、保健指導を行う。                                                              | 令和 5 年度実績<br>参加人数 延べ 16 人                                                                                                   | 子育て支援係 |
| 15  | 幼児の教育事業「ちびっ子バス遠足」         | 同年齢の子どもたちとの関わりを持つ大切な機会とし、親子が一緒に色々な体験事業を行う。室内遊び、花植え、プール遊び、遠足、芸術鑑賞等を実施し発達過程における問題などに取り組める場の提供を図る。                                                     | 令和 5 年度 りんご狩り体験<br>参加者 3 組                                                                                                  | 社会教育係  |
| 16  | 幼児の芸術鑑賞会                  | 芸術鑑賞による子ども達の情操教育を目的とし、「幼児教育事業」としての取組みと「こども園なかよし園児」に人形劇の上演。さらに、高齢者大学みどり学園生とも一緒に鑑賞し、その後は昼食も共にとる。                                                      | 毎年度人形劇団に依頼し実施。                                                                                                              | 社会教育係  |

| No. | 事業名称              | 事業内容                                                                                                    | 第2期実績                                                                      | 担当係           |
|-----|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 17  | 学校給食費助成           | 町立小・中学校並びに特別支援学校小・中学部に在籍する児童及び生徒の学校給食に係る経費の保護者負担分を助成する。                                                 | 令和5年度実績<br>小学校児童～57名<br>中学校生徒～32名<br>特別支援学校～1名<br>助成金額～4,794,460円          | 学務係           |
| 18  | 児童生徒検定料助成         | 児童生徒の学力及び学習意欲の向上並びに学校教育における保護者負担軽減を図ることを目的に、英語検定・漢字検定・算数検定の3検定それぞれ2回分の検定料を助成している。                       | 令和5年度実績<br>支給児童生徒数<br>英語検定～17名<br>漢字検定～41名<br>算数(数学)検定～17名<br>助成額 204,200円 | 学務係           |
| 19  | 高等学校通学等支援助成       | 町に住所を有し、高等学校等に通学等をする生徒の保護者に対し、月額10,000円を限度として助成する。                                                      | 令和5年度実績<br>支給生徒数～36名<br>助成額～3,926,500円                                     | 学務係           |
| 20  | 浦臼町子ども広場          | 放課後及び春・夏・冬休みの長期休業中の児童が安心・安全に過ごすことが出来るよう、安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターを配置し、学習アドバイザーによる、遊びやスポーツの指導、学習の助言等を実施する。 | 毎年度多くの登録がある。<br>登録者数 令和5年度 37人                                             | 社会教育係         |
| 21  | 夏休み朝活事業           | 夏休みにおける児童の学習と生活習慣作りを目的とし、午前中を「早寝・早起き・朝ごはん運動」により規律ある生活習慣を身につける一助となるよう、実施する。                              | 現在は実施していない。                                                                | 社会教育係         |
| 22  | 子育てガイド等の作成・配布     | 子育て支援サービスが、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドなどを作成し配布、ホームページに掲載する。                                                    | 令和6年度版配布実績 163件                                                            | 子育て支援係        |
| 23  | 「どさんこ・子育て特典制度」の導入 | 北海道が実施している制度で、全道的な利用が可能であり、商工会・農協・信金等と連携のうえ、協賛店を募り、子育て家庭に対して買い物の際の割引等、特典サービスを提供する。                      | 当町は登録店が1店舗あり、割引サービスを実施している。                                                | 子育て支援係        |
| 24  | 新小学1年生の居場所の確保     | 4月1日から入学式までの新小学1年生はどこにも預け先がなく、保護者が何日も仕事を休まなければならないため、居場所を確保する。                                          | 浦臼町子ども広場及び子育て支援係にて対応<br>利用実績 令和5年度 4人                                      | 社会教育係         |
| 25  | 高学年の遊び場の充実        | やりたいことが多様化する高学年の遊び場の充実について検討していく。                                                                       | 令和6年5月に多世代交流施設「えみる」がオープンし、高学年も集える場として活用されている。                              | 子育て支援係<br>企画係 |

## (2)母親や子どもの健康の確保及び増進

| No. | 事業名称             | 事業内容                                                                                                        | 第2期実績                                                                                                                              | 担当係    |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 若者健診 (39 歳以下)    | 39 歳以下の国民健康保険被保険者の方に、受診勧奨。                                                                                  | 対象者全員に受診勧奨案内を通知した。<br>若者健診受診率<br>R2:27.1%<br>R3:23.6%<br>R4:20.3%<br>R5:25.4%                                                      | 保健指導係  |
| 2   | 母子健康手帳の交付        | 妊娠の届けのあった方に交付。妊娠から分娩、育児期を一貫して管理するのに用いる。                                                                     | 令和 5 年度実績<br>6 件                                                                                                                   | 子育て支援係 |
| 3   | 妊婦一般健康診査等助成      | 妊婦一般健康診査、超音波検査に係る料金を助成する。(各計 14 回)                                                                          | 令和 5 年度実績<br>受診実人数 11 人 (延べ 68 人)                                                                                                  | 子育て支援係 |
| 4   | 妊婦電話相談           | 電話等により相談を実施。必要時には家庭訪問も実施。                                                                                   | 令和 5 年度実績<br>電話相談 0 件<br>文書指導 1 件<br>訪問指導 1 件<br>来所等個別相談 13 件                                                                      | 子育て支援係 |
| 5   | 新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問) | 町内在住の新生児、里帰り分娩などで希望のある方に対して家庭訪問し、乳幼児の身体計測、発達チェック、授乳状況の確認などを行うとともに不安の軽減を図る。                                  | 令和 5 年度実績<br>1 件<br>(里帰り出産が増え、新生児期ではなく乳児期での訪問が増加したが、出生児に関しては全件家庭訪問済み。)                                                             | 子育て支援係 |
| 6   | 乳幼児相談            | 電話や来所、メールにより心配事のある親の相談に応じる。                                                                                 | 令和 5 年度実績<br>電話相談 3 件<br>文書指導 1 件<br>訪問指導 2 件<br>来所等個別相談 68 件                                                                      | 子育て支援係 |
| 7   | 育児相談             | 年 12 回実施。乳幼児から高校生の保護者を対象に育児について気軽に相談できる悩み相談の場を提供する。                                                         | 令和 5 年度実績<br>利用件数 19 件                                                                                                             | 子育て支援係 |
| 8   | 乳幼児健診            | 乳幼児 (3~4 か月児、6~7 か月児、9~10 か月児、12~13 か月児、2 歳~2 歳 1 か月児) を対象とした健診。子どもの疾病・障がいの早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談の実施。 | 令和 5 年度実績<br>3~5 か月児 7 人 (100%)<br>6~8 か月児 8 人 (100%)<br>9~12 か月児 17 人 (94.4%)<br>2 歳児 11 人 (100%)<br>※未受診者については、来所相談などで発達状況を確認済み。 | 子育て支援係 |
| 9   | 1 歳 6 か月児健診      | 1 歳 6~7 か月児を対象とした健診。子どもの疾病・障がいの早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談・歯科健診の実施。                                        | 令和 5 年度実績<br>1 歳 6 か月児 11 人 (91.7%)<br>※未受診者については、来所相談などで発達状況を確認済み。                                                                | 子育て支援係 |
| 10  | 3 歳児健診           | 3 歳~3 歳 1 か月児を対象とした健診。子どもの疾病・障がい・虐待の早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談・歯科健診・視力検査・尿検査の実施。                          | 令和 5 年度実績<br>3 歳児 9 人 (100%)                                                                                                       | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称           | 事業内容                                                                                               | 第2期実績                                                                                                                       | 担当係    |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 11  | 妊婦・未就学児保護者歯科健診 | 乳幼児健診時に加え、浦臼町歯科診療所での個別健診を実施。                                                                       | 令和5年度実績<br>妊産婦 2人<br>乳幼児 30人<br>未就学児保護者 3人                                                                                  | 子育て支援係 |
| 12  | フッ素塗布          | 1歳から就学前の幼児を対象に歯質の強化を目的にフッ素化合物を塗布する。                                                                | 令和5年度実績<br>延べ12人                                                                                                            | 子育て支援係 |
| 13  | フッ化物洗口         | こども園、小学校において子どもたちのむし歯予防対策として実施しており、必要な薬剤、資材等を支給する。                                                 | 令和5年度実績<br>認定こども園（年中、年長）<br>19名 受診率 95.0%<br>小学校（1～6年生）<br>58名 受診率 89.2%                                                    | 学務係    |
| 14  | 幼児歯科健診         | 1歳6か月児、3歳児を対象に歯の診察・指導。                                                                             | 令和5年度実績<br>1歳6か月児 10人（83.3%）<br>3歳児 8人（88.8%）                                                                               | 子育て支援係 |
| 15  | Let's 食つきんぐ    | 妊婦や育児中の母を対象に託児を設け、ストレス発散、育児情報の交換等も目的に離乳食やお菓子作りを行う。年6回実施。<br>合わせて妊婦から幼児までの食事の指導、情報提供、栄養指導を実施。       | 令和5年度実績<br>参加人数 延べ10人                                                                                                       | 子育て支援係 |
| 16  | 親子食つきんぐ        | 親子での調理や会食を通して作ること、食べることの楽しさや食に関する正しい知識を普及すると同時に、普段仕事や育児に励んでいる親の気分転換、親子間のコミュニケーション促進を図る。10月の土曜日に開催。 | 令和5年度実績<br>参加者 親子2組                                                                                                         | 子育て支援係 |
| 17  | 発達相談（のびのび発達相談） | 発達の気になる子、発語の遅い子や発音に誤りのある子などに対して相談員と心理職員により年2回実施。                                                   | 令和4年度を以て事業は廃止しているが、同様の相談については保健師が随時受けている。                                                                                   | 子育て支援係 |
| 18  | ブックスタート推進事業    | 乳幼児健診（生後9、10か月の乳児）の際に絵本の入ったブックスタートパックを渡し、ボランティア等により、絵本の読み聞かせを行う。                                   | 毎年度実施<br>令和5年度 6人                                                                                                           | 社会教育係  |
| 19  | 親子美クス          | 高校3年生までのお子さんを育てているお母さんやそのお子さんを対象にインストラクターの指導のもと、育児に必要な体力づくりのためのエアロビクスや育児で凝り固まった体をほぐすストレッチを行う。      | 令和2年度から「リラックスママ」に事業を変更。妊婦さん、高校3年生までのお子さんを育てているお母さんやそのお子さん対象にインストラクターの指導のもと、育児で凝り固まった体をほぐすストレッチを行う。<br>令和5年度実績<br>参加者数 延べ38人 | 子育て支援係 |
| 20  | 予防接種           | 感染症予防のため、各種予防接種を実施。（ポリオ、四種混合、麻疹、風疹、二種混合、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、インフルエンザ）町内でも対応できる方向で検討。 | 定期、任意予防接種を令和3年度より町内の診療所でも実施できるようになり、令和6年4月現在5ヶ所の医療機関で予防接種を実施できる体制となった。                                                      | 保健指導係  |

### (3)子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

| No. | 施策                 | 施策内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 第2期実績                                                                                                                                                                       | 担当係   |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 次代の親の育成            | これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための教育や体験活動が重要です。<br>また、男女の固定的役割分担意識をなくし、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識の高揚を促進するため、男女平等意識等の普及定着を図ります。                                                                                                                                                                                       | 中学生の幼児ふれあい体験<br>令和5年度実績<br>中学校3年生が保育体験のため、家庭科の授業でおもちゃを作成してこども園を訪問。                                                                                                          | 学務係   |
| 2   | 生きる力を育む学校の教育環境等の整備 | 学校教育が十分にその機能を果たすためには、児童・生徒から信頼を得ることが必要不可欠です。子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、学校、家庭、地域が協働で取り組むことが大切です。                                                                                                                                                                                                                                                  | こども園・小・中学校連携教育<br>こども園から中学校まで同一集団での学習を実現している。また、各施設の距離が近いこと、こども園、小・中学校の教育活動の連携が容易に可能な状況にあり、共通性のある部分で連携を図っている。<br>巡回相談<br>岩見沢児童相談所から2名派遣<br>R5年度相談件数小学校1名<br>中学校0件<br>こども園0件 | 学務係   |
| 3   | 家庭や地域の教育力の向上       | 少子化、核家族化、女性の社会進出など、社会構造の変化に伴って家庭・地域環境は変化し、家庭教育や地域ぐるみでの応援が見直されてきています。学校教育ではなしえない、親子のふれあい、兄弟姉妹のかかわり、祖父母との交流など日常生活で身につけた知識や協調性、創造性、自主自立の精神が大切です。<br>また、「親の果たすべき役割とは」「家庭や家庭教育のあり方」あるいは、「わが子をどんな大人に育てたいのか」「自分はどんな親になりたいのか」を問い返し、家族や家庭が社会構成の最小の単位であることを自覚し、質を高めていくことがより一層大切となります。<br>今後とも、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てにかかわる親の資質、力量の向上に努め、新しい社会にふさわしい意識啓発等が必要です。 | 平成29年度3月に学校運営協議会制度を導入し、従来までの「開かれた学校」づくりから一歩踏み出し「地域とともにある学校」づくりを目指して平成30年度から本格的に始動した。<br>令和5年度は4回の会議を開催、落語公演会の開催や雪山造成など地域住民と連携した活動、各学校の学校関係者評価を実施した。                         | 学務係   |
| 4   | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進  | 一般書店やコンビニエンスストアなどの性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけることが大切です。<br>また、携帯電話などへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、インターネットで子どもが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが必要です。                                                                                                                      | 毎年度、青少年問題協議会を開催。協議会において「校外生活のやくそく」を作成し小中学生に配布している。                                                                                                                          | 社会教育係 |

#### (4)子育て家庭を支援する生活環境の整備

| No. | 施策                   | 施策内容                                                                                                                                          | 第2期実績                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当係               |
|-----|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1   | 良質な住宅の確保             | 子育て家庭がゆとりを持って、安心して子どもを生み育てるためには、良質な住宅の維持・確保が必要です。空き地・空き家の有効活用を図る他、住宅取得応援助成制度や住宅リフォーム等への補助金交付を実施するとともに、公営住宅については、「浦臼町公営住宅長寿命化計画」による維持管理に努めます。  | <p>【企画係】</p> <p>【住宅取得応援助成】<br/>町内で新築住宅・中古住宅を取得された方に助成金を交付。<br/>新築最大 200 万円相当。<br/>中古最大 100 万円相当。<br/>新築～150 万円<br/>若者等世帯は 175 万円及び商品券 25 万円<br/>中古～50 万円<br/>若者等世帯は 75 万円及び商品券 25 万円<br/>新築～R2 3(3)件 R3 1(0)件<br/>R4 3(2)件 R5 1(1)件<br/>R6 0(0)件<br/>中古～R2 2(0)件 R3 3(3)件<br/>R4 1(1)件 R5 0(0)件<br/>R6 0(0)件<br/>※()～子育て加算有</p> <p>【住宅リフォーム等補助】<br/>空き家の再活用等を目的とし住宅のリフォーム等に係る費用の一部を補助金として交付(補助上限 30 万円)。<br/>R2 9 件 R3 7 件 R4 9 件<br/>R5 10 件 R6 7 件</p> <p>【空き家・空き地バンク】<br/>町内における空き家・空き地の情報公開等を行った。<br/>R2 0 件 R3 0 件 R4 0 件<br/>R5 0 件 R6 1 件(土地)<br/>※R6 年度は R6.9 未現在</p> <p>【管理係】<br/>世帯向け住宅の供給が少なく、町内外問わず新規入居が見込めないことから、令和 5 年度に世帯向け住宅ひばり団地 C 棟(地優賃)1 棟 4 戸を建設した。</p> | 企画係<br>管理係        |
| 2   | 安全な道路交通環境の整備         | 子どもや子育て家庭が安心して移動することができるように、安全で歩きやすい歩道やゆとりのある歩行者空間を作ることが大事です。<br>本町においては、交通事故の発生の高い地域での道路反射鏡の設置、区画線の引き直し等を実施しており、交通事故防止に向けた安全対策を今後とも実施していきます。 | 市街地で舗装が経年劣化している箇所を把握し道路及び歩道改良を施工。<br>(南 2 丁目線)<br>通学路における歩道の再整備。(西 2 条通線)<br>区画線の引き直しを随時実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 管理係               |
| 3   | 安心して外出・遊ぶことができる環境の整備 | 子どもたちがいきいき育つための生活基盤として、公共空間の確保が必要です。さらに、親子が安心して外出できるための環境を整備していく必要があります。                                                                      | 令和 6 年 5 月に多世代交流施設「えみる」がオープンし、親子が安心して外出・遊ぶことができる場として活用されている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 子育て<br>支援係<br>企画係 |

## (5)子育て家庭を支援する生活環境の整備

| No. | 施策              | 施策内容                                                                                                                                                                                 | 第2期実績                                                                             | 担当係    |
|-----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 職業生活と家庭生活の両立の推進 | <p>これまでの、家庭生活よりも職場での仕事が優先され、子育ては母親任せの傾向が強くあり、男女共同で子育てに参加する意識が希薄でした。</p> <p>その流れを変えるため、今後とも、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や地域における保育サービスなどの整備、家庭における男女の役割分担の見直しや子育ての大切さや楽しさを理解できるよう普及啓発が必要です。</p> | <p>保育サービスの整備、子育ての大切さ等への理解への普及啓発については実施しているが、家庭における男女の役割分担の見直しについては普及啓発できていない。</p> | 子育て支援係 |

## (6)子ども等の安全の確保

| No. | 事業名称        | 事業内容                                                                                                   | 第2期実績                                                                                                     | 担当係   |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 交通安全教育の推進事業 | <p>春、夏、秋、冬の交通安全運動（街頭啓発及び啓発パトライト）、認定こども園なかよしの入園児を対象にした交通安全指導、小学生を対象にした自転車教室の実施。</p> <p>交通3団体を主体に実施。</p> | <p>各関係団体に期別交通安全運動への協力を依頼し、街頭啓発・パトライト作戦を実施、通過車両・歩行者に対し交通安全を呼びかけた。また小学校自転車教室には警察・交通指導員が参加し交通ルールなどを指導した。</p> | 交通防災係 |
| 2   | 子どもを見守る地域連携 | <p>地域における子どもに危険を及ぼす犯罪の被害を未然に防止する活動を浦臼町防犯協会が主体となって行う。</p>                                               | <p>浦臼町防犯協会・少年補導員等が各イベント時に会場を見廻りし啓発グッズ等を配布して犯罪被害に遭わないよう注意を促した。</p>                                         | 交通防災係 |
| 3   | こども110番の家   | <p>子どもたちが身に迫った危険を感じ、助けを求めた場合に、子どもの安全を確保しつつ、警察などへ通報するなどの協力を行うことを目的とする。</p>                              | <p>各協力団体、町内会長宅にこども110番の家のプレート及び旗を配布、設置する事でこどもの安全場所を確保した。</p>                                              | 交通防災係 |

## (7)要支援(保護)児童へのきめ細かな取組みの推進

| No. | 事業名称          | 事業内容                                                                               | 第2期実績                                              | 担当係    |
|-----|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------|
| 1   | 養育支援訪問        | <p>子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による指導助言を実施する。</p>            | <p>令和5年度実績<br/>0件</p>                              | 子育て支援係 |
| 2   | 浦臼町子育て支援連絡協議会 | <p>浦臼町子育て支援連絡協議会による代表者会議やケース会議を開催し、各関係機関と情報交換、連携協力のもと、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。</p> | <p>令和5年度実績<br/>代表者会議 実績なし<br/>特別対策会議（ケース会議） 3回</p> | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称              | 事業内容                                                                                            | 第2期実績                                                                                                                                                                                              | 担当係           |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3   | 経済的支援             | 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭等医療費支給により負担軽減を図る。                                                       | <p>【住民係】<br/>児童扶養手当及び医療費助成対象者に対し制度の説明を行い、受給者証の交付を行った。<br/>医療費助成に関しては、平成30年度から一部負担金に関しても現物給付となったことから、医療機関窓口での一部負担や役場窓口への申請手続きの負担が軽減され、継続して実施している。</p> <p>【子育て支援係】<br/>母子寡婦福祉資金貸付<br/>令和5年度実績 0件</p> | 住民係<br>子育て支援係 |
| 4   | 巡回児童相談            | 発達に遅れのある方、療育手帳判定などが必要な方などを対象に実施。岩見沢児童相談所から職員派遣、年1回実施。                                           | 令和5年度実績 利用件数 1件                                                                                                                                                                                    | 子育て支援係        |
| 5   | 巡回教育相談            | 教育的な支援が必要な子どもの理解と支援を行うために、空知教育局の巡回相談員が認定こども園・学校において相談を行う。                                       | 相談件数<br>こども園～3件<br>小学校～3件<br>中学校～0件                                                                                                                                                                | 学務係           |
| 6   | 障がい児通園（デイサービス）    | 障がい児が療育機関に通所し、個人の特性に合わせた療育を受けることにより、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う。                            | サービス利用者<br>児童発達支援～1名<br>放課後等デイサービス～5名<br>障害児相談支援～6名                                                                                                                                                | 介護福祉係         |
| 7   | 子ども通園センター通室者交通費助成 | 児童の発達の援助や社会への適応能力の育成につなげることを目的とし、砂川市子ども通園センターに通う交通費を助成し、通室等にかかる費用の負担軽減を図る。                      | 助成対象児1名<br>通所回数延べ38回<br>助成金額38,000円                                                                                                                                                                | 介護福祉係         |
| 8   | 日中一時支援            | 障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害児の日中における活動の場を確保する。                                | 平成30年より実施<br>利用者1名<br>利用回数6回                                                                                                                                                                       | 介護福祉係         |
| 9   | 個別支援継続ファイルの活用     | 障がいを持つ児童が受けたライフステージごとの特別支援教育の内容を1冊のファイル等にまとめることにより、就労まで一貫した支援を途切れることなく受けられ、児童や保護者を支える資料として活用する。 | 未着手                                                                                                                                                                                                | 介護福祉係         |



## 第3章

### 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

私たちの暮らす浦臼町は、緑豊かな自然に囲まれ、農村で培われてきた人情や連帯感があり、また、代々受け継がれてきた「ふるさとの良さ」があります。

このような環境の中で育つ子どもたちが、一生涯住み続けたいと思えるようなまちであるよう、住民一人ひとりの創意工夫が大切です。大自然とともに育んできた開拓精神を生かして、子どもたちを育てる父親、母親、これから子どもを生み育てる次世代の親、また子育てにかかわるすべての人が、ともに子育てに対する喜びを実感することができ、子育ての意義について理解を深めることができるよう、住民と行政のみならず、子育てにかかわるすべての方々と協働し、地域全体で子育て家庭を応援する、安心して優しいまちづくりを目指します。

子育てしやすい環境、子どもに優しいまちは働く大人やお年寄りにとっても暮らしやすいまちです。子どもも大人も暮らしやすくいきいきしたまちであることは、地域が活性化するための目標となります。

浦臼町では、地域が活性化するための目標として、子どもも大人も暮らしやすくいきいきしたまちを目指して、第2期子ども子育て支援事業計画において基本理念を定めました。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『地域みんなで支える 子育てしやすいまちづくり』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

#### 基本理念

地域みんなで支える  
子育てしやすいまちづくり

## 2 計画の基本的な視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を大切にし、総合的な施策の展開を図ります。

### (1)子どもの視点

全ての子どもが尊重され、子育て支援が真に子どもが幸せに育つためのものであるよう、子ども自らの成長を応援し、当事者の視点を大切にした取組みを推進します。

自分たちが好奇心や探究心を持ち、試してみることを応援してほしい。

### (2)保護者の視点

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、自らの温かな手で子育てできることを応援する取組みを推進します。

子を大事に思い、子と共に自らも成長していきたいという願いを自らの力で実現させたい。

### (3)地域の視点

保護者が孤立することのないよう、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

くらしを取り巻く社会環境の変化に対応し、地域ぐるみで子育てしやすい環境づくりを一丸となってすすめたい。

### 3 基本目標

#### (1)子育て支援の充実

子どもを生むか生まないかは、当事者の自由な選択に委ねられるべきものですが、就業等の状況から子育てに困難を抱える方のためには、行政や地域社会の協力が必要です。

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じることでできる環境や男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備・充実、子育てについての相談支援体制の維持・充実に努め、子育ての悩みや不安の解消、負担感の軽減を目指します。

#### (2)母親や子どもの健康の確保及び増進

安心して子どもを生み育てることができる環境の整備、乳幼児期の転落・誤飲事故防止、健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健環境の充実を図ります。

#### (3)子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

子どもが、教育、遊び、さまざまな体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、子どもの視点に立って、環境の整備等を進めます。

#### (4)子育て家庭を支援する生活環境の整備

子育て世帯の居住の安定確保や乳幼児連れの人が利用する施設をより利用しやすいものとするなど、子育てバリアフリーを進めていきます。

また、子ども等が安全・安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。

#### (5)職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と生活の両立を図り、豊かで充実した生活を送るための広報・啓発等を推進します。

また、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

## (6)子ども等の安全の確保

乳幼児期の転落・誤飲事故防止について保護者等に指導するとともに、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。また、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進していきます。

## (7)要支援(保護)児童へのきめ細かな取組みの推進

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、虐待の「発生予防」から「早期発見・対応」等に努めます。

また、ひとり親の自立支援や障がい児施策の充実に努めます。

## 第4章

# 施策の展開(事業の提供体制の内容)



## 第4章 施策の展開(事業の提供体制の内容)

### 1 子育て支援の充実

#### (1)子育て支援サービスの充実

核家族化の進行、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する不安や負担感が強まり、家族で協力して子育てをしていく意識や子育てを支える地域社会との結びつきも希薄になり、子育て家庭が孤立しやすいのが昨今の状況です。

そのため、住民が主体となって地域で子育てを支えあう住民意識を醸成するほか、ボランティアやサークルの育成などといった基盤を構築し、子育てに関する専門家や団体等と行政が協働し、子育て家庭のニーズに対応した支援を図り、子育てに対する快適な環境づくりを目指します。

また、子育て支援のネットワークづくりの一環として、広報等から子育てにかかわる情報を発信したり、子育てガイド等の作成・配布を行ないます。

#### (2)保育サービスの充実

安心して子育てに専念することができるよう、ニーズに沿った体制整備を行っていきます。

#### (3)幼児教育の充実

子どもの発達過程に応じた、子どもの欲求を満足させるための発達課題を、乳幼児期から達成できるよう支援し、幼児教育を充実します。

また、子どもが遊びを通して、仲間関係の形成、社会性の発達、規範意識の形成を自然と身に付けられるように、大人が見守ることも大切です。

#### (4)児童の健全育成

次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに成長することは、地域の将来を支えるための基本といえます。子どもの豊かな心と健やかな体を育成し、個性を生かし、自ら学び考える力を養うための環境整備が必要です。

そのため、地域社会において子どもが自主的に参加し、交流できる場などの機会を提供するなど、環境整備を推進します。

| No. | 事業名称      | 事業内容                                                                 | 担当係    |
|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 浦臼町認定こども園 | 幼稚園の機能と保育所の機能を備えた幼保連携型認定こども園として平成30年4月に開園。生後満8か月目から小学校就学前までの子どもを預かる。 | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称                      | 事業内容                                                                                                              | 担当係    |
|-----|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 2   | 子育て支援センター<br>(認定こども園に併設)  | 子育て世代の交流の場の提供。<br>子育てに関する相談の実施。(子育て世代包括支援センターと連携)<br>子育て支援に関する講習等の実施。                                             | 子育て支援係 |
| 3   | 子育て世代包括支援センター             | 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し、総合的支援を提供するワンストップ拠点。転入者も多いため、親同士が交流できる場や事業を展開していく。保健師等の専門職が対応。<br>令和8年度よりこども家庭センターに移行予定。 | 子育て支援係 |
| 4   | 浦臼町特定不妊治療費助成              | 体外受精及び顕微授精について、費用の一部を助成することにより経済的負担を軽減する。                                                                         | 子育て支援係 |
| 5   | 浦臼町不育症治療費助成               | 不育症の検査及び治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的・精神的負担を軽減する。                                                                     | 子育て支援係 |
| 6   | 出産祝い金交付                   | 子の誕生を祝福し、子の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として祝い金を交付する。                                                                | 子育て支援係 |
| 7   | 子育て支援乳幼児紙おむつ等購入費助成        | 乳幼児を養育する保護者に対し、紙おむつ等の購入費用を助成する。                                                                                   | 子育て支援係 |
| 8   | 子育て支援子育て用品リース費用助成         | 乳幼児を養育する保護者に対し、子育て用品のリースに係る費用を助成する。                                                                               | 子育て支援係 |
| 9   | 乳幼児・児童及び生徒医療費助成           | 乳幼児・児童及び生徒医療費の保険給付対象自己負担分について公費で助成。助成方法は現物給付を行うことにより、医療機関での窓口負担の軽減を図る。                                            | 住民係    |
| 10  | 子育て支援保育料助成                | 認定こども園なかよしを利用する児童の保護者に対し、保育料・給食費を助成する。                                                                            | 子育て支援係 |
| 11  | 認定こども園における一時預かり事業・一時的保育事業 | 在園児・非在園児の保護者の就労形態又は傷病等により、子どもが断続的に保育を必要とするとき、又は緊急かつ一時的に保育を必要とするときに、当該子どもを保育するために実施する。                             | 子育て支援係 |
| 12  | 広域保育入所                    | 居住する保育の必要性がある児童が町内施設の利用が困難な場合等に町外の保育施設を利用できるよう調整を行う。                                                              | 子育て支援係 |
| 13  | 病児・病後児保育                  | 病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない場合に看護師、保育士のいる専用の保育室で児童を一時的に預かる。近隣市町との連携による実施を検討していく。                         | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称                | 事業内容                                                                                                    | 担当係             |
|-----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 14  | 子育てほっとサロン           | 保健センターのホールを開放し、妊婦及び乳幼児を持つ保護者にPRし、子どもが自由に遊び、保護者が交流する場の提供をする。必要時、保健指導を行う。                                 | 子育て支援係          |
| 15  | 幼児の教育事業「ちびっ子バス遠足」   | 同年齢の子どもたちとの関わりを持つ大切な機会とし、親子が一緒に色々な体験事業を行う。室内遊び、花植え、プール遊び、遠足、芸術鑑賞等を実施し発達過程における問題などに取り組める場の提供を図る。         | 社会教育係           |
| 16  | 幼児の芸術鑑賞会            | 芸術鑑賞による子ども達の情操教育を目的とし、「幼児教育事業」としての取組みと「こども園なかよし園児」に人形劇の上演。さらに、高齢者大学みどり学園生とも一緒に鑑賞し、その後は昼食も共にとる。          | 社会教育係           |
| 17  | 学校給食費助成             | 町立小・中学校並びに特別支援学校小・中学部に在籍する児童及び生徒の学校給食に係る経費の保護者負担分を助成する。                                                 | 学務係             |
| 18  | 児童生徒検定料助成           | 児童生徒の学力及び学習意欲の向上並びに学校教育における保護者負担軽減を図ることを目的に、英語検定・漢字検定・算数検定の3検定それぞれ2回分の検定料を助成している。                       | 学務係             |
| 19  | 高等学校通学等支援助成         | 町に住所を有し、高等学校等に通学等をする生徒の保護者に対し、月額10,000円を限度として助成する。                                                      | 学務係             |
| 20  | 【新規】学習用タブレット端末購入費助成 | 町に住所を有し、高等学校等に通学等をする生徒の保護者に対し、令和4年度高校入学者から必要となるタブレット等、情報通信端末の購入費用を30,000円を限度として助成する。                    | 学務係             |
| 21  | 浦臼町子ども広場            | 放課後及び春・夏・冬休みの長期休業中の児童が安心・安全に過ごすことが出来るよう、安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターを配置し、学習アドバイザーによる、遊びやスポーツの指導、学習の助言等を実施する。 | 社会教育係           |
| 22  | 子育てガイド等の作成・配布       | 子育て支援サービスが、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドなどを作成し配布、ホームページに掲載する。                                                    | 子育て支援係          |
| 23  | 「どさんこ・子育て特典制度」の導入   | 北海道が実施している制度で、全道的な利用が可能であり、商工会・農協・信金等と連携のうえ、協賛店を募り、子育て家庭に対して買い物の際の割引等、特典サービスを提供する。                      | 子育て支援係          |
| 24  | 新小学1年生の居場所の確保       | 4月1日から入学式までの新小学1年生はどこにも預け先がなく、保護者が何日も仕事を休まなければならないため、居場所を確保する。                                          | 社会教育係<br>子育て支援係 |

## 2 母親や子どもの健康の確保及び増進

### (1) 母親や子どもの健康の確保

母子保健サービスは、医療・福祉・教育などの関連する分野と密接な連携を図りながら、子どもと母親に対する一貫性・連続性のあるサービスを提供する必要があります。

保健部門においては現行事業を継続し、子どもの順調な成長発達、正しい生活習慣の確立助言や子育てに関する情報提供を行い、ハイリスク児についての保健指導も随時行っていきます。

### (2) 「食育」の推進

「食育」とは、子どもたちが自分で自分の健康を守り、豊かで健やかな食生活を送る能力を育てようというものです。子どものころからの食習慣は、将来にわたって、体と心の健康に影響を与えるものです。食育を通して、「味覚を育てる」「バランス良く何でも食べる」「生活習慣を整える」「楽しく食べる」「食べ物に対する感謝の気持ちや大切に作る心を育てる」ことが必要です。

また、町内の豊かな地元食材を活用し、地域への愛着を育てることに配慮していく必要があります。

### (3) 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる社会基盤となるものなので、小児医療体制の充実や情報提供が必要です。

| No. | 事業名称            | 事業内容                                                                       | 担当係    |
|-----|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1   | 若者健診(39歳以下)     | 39歳以下の国民健康保険被保険者の方に、受診勧奨。                                                  | 保健指導係  |
| 2   | 母子健康手帳の交付       | 妊娠の届けのあった方に交付。妊娠から分娩、育児期を一貫して管理するのに用いる。妊娠初期から6歳児になるまで使用。                   | 子育て支援係 |
| 3   | 妊婦一般健康診査等助成     | 妊婦一般健康診査、超音波検査に係る料金を助成する。(各計14回)                                           | 子育て支援係 |
| 4   | 妊婦電話相談          | 電話等により相談を実施。必要時には家庭訪問も実施。                                                  | 子育て支援係 |
| 5   | 新生児訪問(乳児家庭全戸訪問) | 町内在住の新生児、里帰り分娩などで希望のある方に対して家庭訪問し、乳幼児の身体計測、発達チェック、授乳状況の確認などを行うとともに不安の軽減を図る。 | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称               | 事業内容                                                                                                        | 担当係    |
|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 6   | 乳幼児相談              | 電話や来所、メールにより心配事のある親の相談に応じる。                                                                                 | 子育て支援係 |
| 7   | 育児相談               | 年6回実施。乳幼児から高校生の保護者を対象に育児について気軽に相談できる悩み相談の場を提供する。                                                            | 子育て支援係 |
| 8   | 【新規】<br>新生児聴覚検査費助成 | 新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、早期の療育に必要な支援体制の整備に寄与すると共に、新生児聴覚検査を受診する新生児の保護者に対し、検査に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 | 子育て支援係 |
| 9   | 【新規】<br>1か月児健診     | 1か月児を対象とした健診。子どもの疾病・障がいの早期発見を目的とする。身体計測・診察・相談の実施。                                                           | 子育て支援係 |
| 10  | 乳幼児健診              | 乳幼児（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、12～13か月児、2歳～2歳1か月児）を対象とした健診。子どもの疾病・障がいの早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談の実施。           | 子育て支援係 |
| 11  | 1歳6か月児健診           | 1歳6～7か月児を対象とした健診。子どもの疾病・障がいの早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談・歯科健診の実施。                                           | 子育て支援係 |
| 12  | 3歳児健診              | 3歳～3歳1か月児を対象とした健診。子どもの疾病・障がい・虐待の早期発見と親の育児支援を目的とする。身体計測・診察・相談・歯科健診・視力検査・尿検査・屈折検査の実施。                         | 子育て支援係 |
| 13  | 妊婦・未就学児保護者歯科健診     | 乳幼児健診時に加え、浦臼町歯科診療所での個別健診を実施。                                                                                | 子育て支援係 |
| 14  | フッ素塗布              | 1歳から就学前の幼児を対象に歯質の強化を目的にフッ素化合物を塗布する。                                                                         | 子育て支援係 |
| 15  | フッ化物洗口             | こども園、小学校において子どもたちのむし歯予防対策として実施しており、必要な薬剤、資材等を支給する。                                                          | 学務係    |
| 16  | 幼児歯科健診             | 1歳6か月児、3歳児を対象に歯の診察・指導。                                                                                      | 子育て支援係 |
| 17  | Let's 食つきんぐ        | 妊婦や育児中の母を対象に託児を設け、ストレス発散、育児情報の交換等も目的に離乳食やお菓子作りを行う。年6回実施。合わせて妊婦から幼児までの食事の指導、情報提供、栄養指導を実施。                    | 子育て支援係 |

| No. | 事業名称        | 事業内容                                                                                      | 担当係    |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 18  | 親子食っきんぐ     | 親子での調理や会食を通して作ること、食べることの楽しさや食に関する正しい知識を普及すると同時に、普段仕事や育児に励んでいる親の気分転換、親子間のコミュニケーション促進を図る。   | 子育て支援係 |
| 19  | ブックスタート推進事業 | 乳幼児健診（生後9、10か月の乳児）の際に絵本の入ったブックスタートパックを渡し、ボランティア等により、絵本の読み聞かせを行う。                          | 社会教育係  |
| 20  | リラックスママ     | 妊婦さん、高校3年生までのお子さんを育てているお母さんやそのお子さんを対象にインストラクターの指導のもと、育児で凝り固まった体をほぐすストレッチを行う。              | 子育て支援係 |
| 21  | 予防接種        | 感染症予防のため、各種予防接種を実施。（ポリオ、四種混合、麻疹風疹混合、二種混合、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、インフルエンザ、五種混合） | 保健指導係  |

### 3 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

#### (1)次代の親の育成

これから親になっていく世代が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするための教育や体験活動が重要です。

また、男女の固定的役割分担意識をなくし、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識の高揚を促進するため、男女平等意識等の普及定着を図ります。

#### (2)生きる力を育む学校の教育環境等の整備

学校教育が十分にその機能を果たすためには、児童・生徒から信頼を得ることが必要不可欠です。子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう、学校、家庭、地域が協働で取り組むことが大切です。

#### (3)家庭や地域の教育力の向上

少子化、核家族化、女性の社会進出など、社会構造の変化に伴って家庭・地域環境は変化し、家庭教育や地域ぐるみでの応援が見直されてきています。学校教育ではなしえない、親子のふれあい、兄弟姉妹のかかわり、祖父母との交流など日常生活で身につけた知識や協調性、創造性、自主自立の精神が大切です。

また、「親の果たすべき役割とは」「家庭や家庭教育のあり方」あるいは、「わが子をどんな大人に育てたいのか」「自分はどんな親になりたいのか」を問い返し、家族や家庭が社会構成の最小の単位であることを自覚し、質を高めていくことがより一層大切となります。

今後とも、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てにかかわる親の資質、力量の向上に努め、新しい社会にふさわしい意識啓発等が必要です。

#### (4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストアなどの性や暴力に関する有害情報の子どもに対する悪影響が懸念されています。このため、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携協力して、関係業界に対して自主的措置をとるよう働きかけることが大事です。

また、スマートフォンなどへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、インターネットで子どもが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進することが必要です。

## 4 子育て家庭を支援する生活環境の整備

### (1)良質な住宅の確保

子育て家庭がゆとりを持って、安心して子どもを生み育てるためには、良質な住宅の維持・確保が必要です。

空き地・空き家の有効活用を図る他、住宅取得応援助成制度や住宅リフォーム等への補助金交付を実施するとともに、公営住宅については、「浦臼町公営住宅長寿命化計画」による維持管理に努めます。

### (2)安全な道路交通環境の整備

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるように、安全で歩きやすい歩道やゆとりのある歩行者空間を作ることが大事です。

本町においては、交通事故の発生の高い地域での道路反射鏡の設置、区画線の引き直し等を実施しており、交通事故防止に向けた安全対策を今後とも実施していきます。

### (3)安心して外出・遊ぶことができる環境の整備

子どもたちがいきいき育つための生活基盤として、公共空間の確保が必要です。さらに、親子が安心して外出できるための環境を整備していく必要があります。

## 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

これまでは、家庭生活よりも職場での仕事が優先され、子育ては母親任せの傾向が強くあり、男女共同で子育てに参加する意識が希薄でした。

その流れを変えるため、今後とも、仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や地域における保育サービスなどの整備、家庭における男女の役割分担の見直しや子育ての大切さや楽しさを理解できるよう普及啓発が必要です。

## 6 子ども等の安全の確保

子どもや子育て家庭に限らず、本町に住む人すべてが、危険や不安を感じることがないようにするため、行政、地域、警察機関と連携を図り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、子どもを含めたすべての人を交通事故や犯罪から守るための活動を推進していきます。

| No. | 事業名称        | 事業内容                                                               | 担当係   |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------|-------|
| 1   | 交通安全教育の推進事業 | 春、夏、秋、冬の交通安全運動（街頭啓発及び啓発パトライト）、小学生を対象にした自転車教室の実施。<br>交通3団体を主体に実施。   | 交通防災係 |
| 2   | 子どもを見守る地域連携 | 地域における子どもに危険を及ぼす犯罪の被害を未然に防止する活動を浦臼町防犯協会が主体となって行う。                  | 交通防災係 |
| 3   | こども110番の家   | 子どもたちが身に迫った危険を感じ、助けを求めた場合に、子どもの安全を確保しつつ、警察などへ通報するなどの協力を行うことを目的とする。 | 交通防災係 |

## 7 要支援(保護)児童へのきめ細かな取組みの推進

### (1)子ども虐待防止対策の充実

子ども虐待への対応は、迅速に関係機関に現状を伝える必要があり、また、家族が抱える問題を長期に渡って支援する必要があることから、総合的な取組みが必要です。

本町では、認定こども園なかよし、小中学校や民生委員児童委員、子育て支援センター等と連携をとり、虐待の早期発見・対応を図り、相談体制の整備も行っています。

### (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るために、職業相談や職業訓練、各種の助成が必要と考えられています。

これからも、ひとり親家庭とその子どもたちが、豊かで充実した生活が営めるよう、支援体制の充実を図ります。

### (3)障がい児施策の充実

障がいのある子どもや健常な子ども、すべての子どもがその子の持つ能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、共生の社会づくりを進め、ともに生きる心を育成することが大切です。

また、障がい児などの特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう自立支援医療の給付のほか、それぞれの年齢や障がいに応じた専門的医療や療育の提供が必要です。そのために、保健・医療・福祉・教育等の連携は欠かせず、将来の自立・就労に向けた発達を支援する体制の充実や、家族への支援が必要です。

| No. | 事業名称              | 事業内容                                                                                            | 担当係           |
|-----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 養育支援訪問            | 子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による指導助言を実施する。                                | 子育て支援係        |
| 2   | 浦臼町子育て支援連絡協議会     | 要保護児童対策地域協議会の役割を持ち、代表者会議と特別対策会議を実施する。                                                           | 子育て支援係        |
| 3   | 経済的支援             | 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付、ひとり親家庭等医療費支給により負担軽減を図る。                                                       | 住民係<br>子育て支援係 |
| 4   | 巡回児童相談            | 発達に遅れのある方、療育手帳判定などが必要な方などを対象に実施。岩見沢児童相談所から職員派遣し実施。                                              | 子育て支援係        |
| 5   | 巡回教育相談            | 教育的な支援が必要な子どもの理解と支援を行うために、空知教育局の巡回相談員が認定こども園・学校において相談を行う。                                       | 学務係           |
| 6   | 障がい児通園（デイサービス）    | 障がい児が療育機関に通所し、個人の特性に合わせた療育を受けることにより、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う。                            | 介護福祉係         |
| 7   | 子ども通園センター通室者交通費助成 | 児童の発達の援助や社会への適応能力の育成につなげることを目的とし、砂川市子ども通園センターに通う交通費を助成し、通室等にかかる費用の負担軽減を図る。                      | 介護福祉係         |
| 8   | 日中一時支援            | 障がい児の家族の就労支援及び障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害児の日中における活動の場を確保する。                                | 介護福祉係         |
| 9   | 個別支援継続ファイルの活用     | 障がいを持つ児童が受けたライフステージごとの特別支援教育の内容を1冊のファイル等にまとめることにより、就労まで一貫した支援を途切れることなく受けられ、児童や保護者を支える資料として活用する。 | 介護福祉係         |

## 第5章

# 子ども・子育て支援事業計画



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用奨励・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

### 2 計画の基本的記載事項

#### (1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

#### (2)教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 教育・保育施設   | 認定こども園、幼稚園、保育所など                                |
| 地域型保育事業   | 定員が6人以上19人以下の小規模保育、定員が5人未満の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設               |
| 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業   |

### (3)地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

| 地域子ども子育て支援事業         |                        |
|----------------------|------------------------|
| 1. 利用者支援事業           | 10. 病児・病後児保育事業         |
| 2. 地域子育て支援拠点事業       | 11. 放課後児童健全育成事業        |
| 3. 妊婦健康診査事業          | 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業   |
| 4. 乳児家庭全戸訪問事業        | 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| 5. 養育支援訪問事業          | 14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】    |
| 6. 子育て短期支援事業         | 15. 児童育成支援拠点事業【新規】     |
| 7. ファミリー・サポート・センター事業 | 16. 親子関係形成支援事業【新規】     |
| 8. 一時預かり事業           | 17. 産後ケア事業【新規】         |
| 9. 延長保育事業            | 18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】    |

### (4)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとする。

## 3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

本町における「教育・保育の提供区域」については、小中学校校区が1つであることや認定こども園の利用が町内全域からとなっていることから町内全域を1区域として設定します。

## 4 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

### ■ 就学前児童数の推計値

|    | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|----|------|------|------|-------|-------|
| 0歳 | 8    | 7    | 5    | 5     | 5     |
| 1歳 | 12   | 12   | 11   | 8     | 8     |
| 2歳 | 11   | 12   | 12   | 11    | 8     |
| 3歳 | 13   | 13   | 14   | 14    | 13    |
| 4歳 | 9    | 13   | 13   | 14    | 14    |
| 5歳 | 10   | 9    | 13   | 13    | 14    |
| 計  | 63   | 66   | 68   | 65    | 62    |

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

### ■ 小学生児童数の推計値

|     | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----|------|------|------|-------|-------|
| 6歳  | 12   | 11   | 10   | 14    | 14    |
| 7歳  | 10   | 12   | 11   | 10    | 14    |
| 8歳  | 9    | 10   | 12   | 11    | 10    |
| 9歳  | 7    | 9    | 10   | 12    | 11    |
| 10歳 | 8    | 7    | 9    | 10    | 12    |
| 11歳 | 13   | 8    | 7    | 9     | 10    |
| 計   | 59   | 57   | 59   | 66    | 71    |

※住民基本台帳人口（平成31年～令和5年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

## 5 教育・保育の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に基づき、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。また、設定した量の見込みに対応できるよう、教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

町内の教育・保育施設としては、認定こども園なかよしが1園あります。

認定こども園は、小学校就学前の児童に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

### (1)1号認定(満3歳以上保育の必要性なし)

1号認定は、満3歳以上の学校教育のみの就学前の児童で、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(認定こども園・幼稚園)による確保方策等を次のとおり設定します。

単位：人

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 10    | 9     | 7     | 3      | 3      |
| ②確保方策     | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 特定教育・保育施設 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
| 過不足(②-①)  | 0     | 1     | 3     | 7      | 7      |

### (2)2号認定(満3歳以上保育の必要性あり)

2号認定は、満3歳以上の保育の認定を受けた就学前の児童で、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)による確保方策等を次のとおり設定します。

単位：人

|              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み       | 20    | 20    | 20    | 20     | 18     |
| 学校教育の利用希望が強い | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 上記以外         | 20    | 20    | 20    | 20     | 18     |
| ②確保方策        | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 特定教育・保育施設    | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 過不足(②-①)     | 0     | 0     | 0     | 0      | 2      |

### (3)3号認定(満3歳未満保育の必要性あり)

3号認定は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の児童で、量の見込みとともに、特定教育・保育施設(認定こども園・保育所)、特定地域型保育事業による確保方策等を次のとおり設定します。

#### ① 0歳

単位：人

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| ②確保方策     | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 特定教育・保育施設 | 3     | 3     | 3     | 3      | 3      |
| 特定地域型保育事業 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(②-①)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### ② 1歳

単位：人

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 6     | 6     | 6     | 6      | 5      |
| ②確保方策     | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| 特定教育・保育施設 | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| 特定地域型保育事業 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(②-①)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 1      |

#### ③ 2歳

単位：人

|           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み    | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| ②確保方策     | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| 特定教育・保育施設 | 6     | 6     | 6     | 6      | 6      |
| 特定地域型保育事業 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 過不足(②-①)  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### (4)認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 幼保連携型 | 認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ      |
| 幼稚園型  | 認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ          |
| 保育所型  | 認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ       |
| 地方裁量型 | 幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ |

本町には、現在1箇所の認定こども園があります。

今後、認定こども園の新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

#### (5)教育・保育の質の向上

幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

#### (6)産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないよう、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

国から示された基本指針等に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応できるよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

### (1)利用者支援事業

児童とその保護者、妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所

|            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み     | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 基本型・特定型    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保方策      | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 基本型・特定型    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| 過不足（②-①）   | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

利用者支援事業は、子育て世代包括支援センター（保健センター内）でこども家庭センター型を実施しており教育・保育の希望や育児相談に職員が応じています。

### (2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で実施し育児不安等を解消するための事業です。

単位：延人数/月

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 80    | 80    | 72    | 62     | 54     |
| ②確保方策    | 80    | 80    | 72    | 62     | 54     |
| 過不足（②-①） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

本町の地域子育て支援事業は、子育て支援センターなかよしで実施しており、現在の体制を維持し、幅広いニーズに応えられるよう事業を推進していきます。

### (3)妊婦健康診査

妊娠中の母子の健康状態を確認するため公費負担により、医療機関において定期的な健診を行う事業です。

#### ① 受診人数

単位：実人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 7     | 7     | 5     | 5      | 5      |
| ②確保方策    | 7     | 7     | 5     | 5      | 5      |
| 過不足（②-①） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### ② 受診回数

単位：延回数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 98    | 98    | 70    | 70     | 70     |
| ②確保方策    | 98    | 98    | 70    | 70     | 70     |
| 過不足（②-①） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

妊婦1人につき、妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 14 回分の費用を公費で助成し、今後においても町の委託している医療機関で実施していきます。

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児やその保護者の心身の状況、療育環境の把握を行う事業です。

単位：実人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 7     | 7     | 5     | 5      | 5      |
| ②確保方策    | 7     | 7     | 5     | 5      | 5      |
| 過不足（②-①） | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業は、母子保健法に基づく新生児訪問と同時に実施し、乳児の健全な発育を促すため、母子ともに支援するべく町の保健師が訪問して実施しています。

## (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童が適切な養育を受けられるように相談、指導、助言等を行う事業です。

単位：実人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②確保方策    | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 過不足(②-①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【確保方策の考え方】

各種健診等の機会を通じて、養育支援を行っていきます。

## (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などで、必要な保護を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急時に児童養護施設などで、必要な保護を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童のいる保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (8)一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった就学前児童を預かる事業です。

### ① 幼稚園型

単位：延人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 90    | 96    | 105   | 120    | 123    |
| ②確保方策    | 90    | 96    | 105   | 120    | 123    |
| 過不足(②-①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### ② 幼稚園型を除く

単位：延人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 45    | 47    | 49    | 47     | 45     |
| ②確保方策    | 45    | 47    | 49    | 47     | 45     |
| 過不足(②-①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

現在、認定こども園なかよしで実施している一時預かり事業や一時的保育事業を継続して実施していきます。

## (9)時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えての保育を実施する事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (10)病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労などの理由で保護者が保育できない場合に常勤の看護師や保育士等がいる専用の保育室で児童を一時的に預かる事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### (11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は、浦臼町においては実施していませんが、放課後子ども教室(浦臼町子ども広場)の実施により、小学生の安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行っています。

### (12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### (13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### (14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

### (15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

単位:延人数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②確保方策    | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 過不足(②-①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

年間の妊婦見込の20%を見込み、必要に応じた対応を行います。

### (16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

単位:延回数/年

|          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 21    | 21    | 15    | 15     | 15     |
| ②確保方策    | 21    | 21    | 15    | 15     | 15     |
| 過不足(②-①) | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【確保方策の考え方】

妊婦1人につき、3回の面談を実施します。

### (17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

#### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では実施していませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の児童が、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用(食事の提供に要する費用・日用品、文房具等の購入に要する費用等)の一部を補助することにより、児童が円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る事業です。

### 【確保方策の考え方】

本事業は浦臼町では保育料の助成を行っているため実施していませんが、今後の状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

## (19)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。



## 第6章

# 計画の推進体制



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や町はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

#### (1)行政の役割

町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づく全ての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進のため、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます

#### (2)家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

#### (3)地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

#### (4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

#### (5)各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

## 2 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することをめざします。

#### (1)町内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

## (2)近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

## (3)国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に係るすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

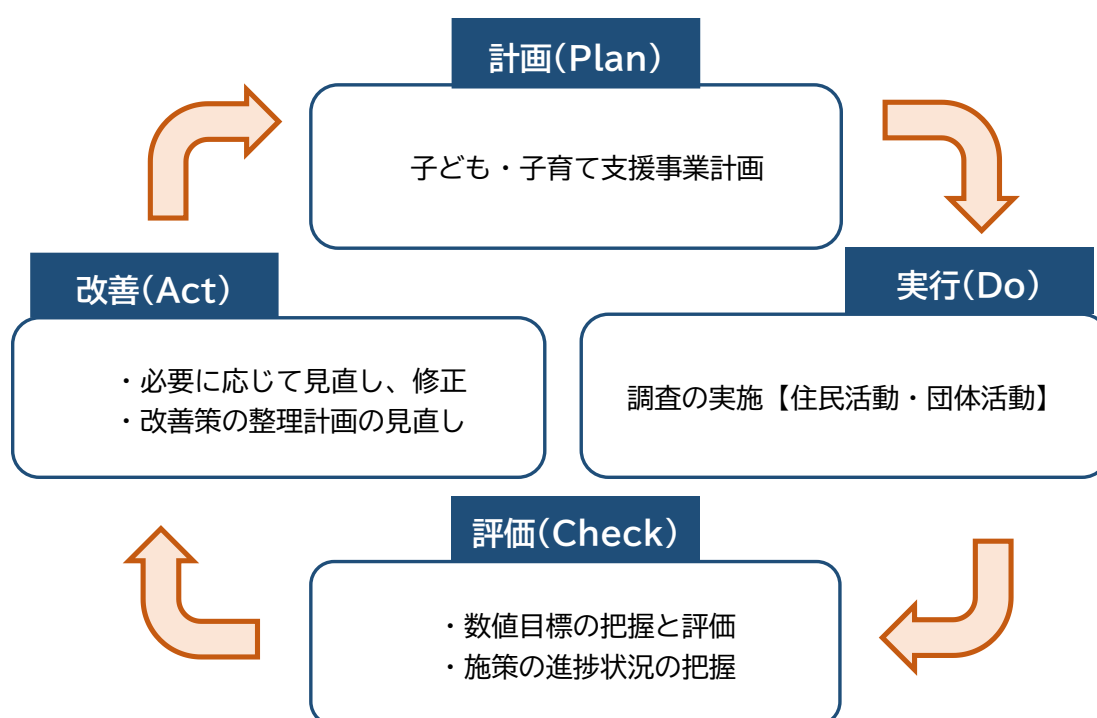
さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

### 3 計画の点検・評価・改善

#### (1)計画の点検・評価と見直し

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下にPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、達成状況を確認・評価し、着実な進行管理を行うとともに、「浦臼町子ども・子育て会議」に報告し、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



#### (2)計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。